

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (2 4 . 2 定)</p>			
日 時	平成 2 4 年 6 月 2 1 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、濱本副委員長、秋元・安齋・川畑・松田・酒井・ 上野・林下各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・建設部・水道局・教育部・保健所各参事、保健所長、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました新谷です。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のために、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には濱本委員が選出されていることを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎泊原発の再稼働中止について

最初に、泊原発の再稼働の中止について本会議でも質問いたしましたが、その件の不足分等についてお聞きしたいと思います。

まず、野田首相が大飯原発再稼働を認めたことで、次は泊原発の再稼働だというマスコミの報道が流されているところです。泊原発が再稼働されることになれば、本会議でも言いましたが、小樽市民にも大きな影響を及ぼすことになり、安全・安心を守れないことから、再稼働の中止を求めて質問したところであります。その中で、市長答弁に対して私なりに評価をさせていただきました。

一つ目は、原発事故の脅威に対する市長の見解ですけれども、その答弁の中で、原子力発電所でいったん深刻な事故が発生することになると、放射性物質の汚染が広範囲に長期間にわたって続くことを改めて認識されたと答弁されました。原発事故の異質な危険についての認識は、共通しているというふうに受け止めました。

二つ目は、泊原発再稼働に対する見解ですが、この見解についての市長答弁は、原発の再稼働は安全性の確認が最重要課題であって、国が示した再稼働の安全基準は、本来、福島第一原発事故の原因究明後に原子力規制に当たる新たな規制機関の下で慎重に進めるべきものと考えていると。そしてまた、泊原発をはじめ、国内の幾つかの原発で複数の活断層が連動して起きる地震の影響調査が求められており、耐震安全性の評価も必要だと。このことから、安全性についてすべての課題や懸念がクリアされてから再稼働の判断をすべきと答弁しています。これについて私は、前進的な見解と評価させていただきました。

三つ目は、少しわからないところがありますので質問したいと思いますけれども、再稼働をやめるように国や北電へ申し入れることに対しては、安全性が確認され、必要性が認められた段階でという答弁ですが、これについてはどういう状況のことを言っているのか、説明をお願いしたいと思います。

○総務部参事

まずは何といても安全性が最重要課題というのは市長からも答弁を申し上げたとおりです。原子力規制委員会が9月に発足しようという動きですけれども、ただ大飯原発で使った基準というのは、暫定的な基準ということで、今後、原子力規制委員会の中で新たな安全基準ができると聞いていますが、それがまだできていません。それと、個々の原発がその基準を満たすのかということを確認することも重要でございます。さらには、委員もおっしゃったように、今、泊原発をはじめ、ほかの国内のいろいろな原発で活断層のつながりといったものも指摘されていま

すので、そういったものをあわせて確認する必要があるということで市長は答弁を申し上げたと思います。

○川畑委員

前にも北海道新聞に市長の見解が載っていたのですけれども、その中では福島原発事故の原因究明がされていないことも挙がっていたのですが、そのことも一緒に中に入っているのでしょうか。

○総務部参事

東京電力では何かそういったような原因を発表されていますが、政府や国会での検証がまだ済んでおりませんので、当然原因の究明や検証を見る必要があるのではないかと、そのように思っています。

○川畑委員

そういう安全性と必要性が認められた段階でということで、議論して判断されるべきものであると考えているので、現時点では再稼働をとめるように国に働きかけることは考えておりませんということですが、これは非常に残念な点だと思っています。原発事故の深刻な被害を認識しているということで市長も答弁しているのですが、そういう点では脱原発を目指して再稼働に反対すべきではないかと私は思うのですが、改めてその辺をお聞きます。

○総務部参事

先ほどもいろいろと申し上げたのですが、やはり大飯原発の状況なども考慮しますと、市長としましては、再稼働を安易に進めるべきではないという考えもお持ちなので、やはり今のいろいろな確認事項が進まないうちに、現時点では議論やそれから申入れといったことについては、今のところ考えていないというような答弁だったと思います。

○川畑委員

私は、再稼働に反対すべきではないかというふうに言っているのですが、その点はどうなのでしょう。

○総務部長

再稼働に反対すべきではないかということでございますが、私は詳しい数字をちょっと把握しておりませんが、現在の電力を考えた場合、まだ原子力発電所には20パーセントなり30パーセント負うところがあるということが一つ現実的にはあると思います。

それから一方では、再生可能エネルギーをどんどん増やしていったらどうかということですが、再生可能エネルギーは再生可能エネルギーなりの、例えば風力発電ですと安定しないとといった課題がある中で、直ちに再稼働に反対するという事は、では電力の需給バランスをどうするのだということに私どもは答えられませんので、そういった意味から無条件に再稼働に反対するというわけにはいかないという立場でございます。

○川畑委員

確かに、そういう一面もあるかもしれませんが、逆に電力は間に合うだろうという見解もあるのです。4月から6月18日までの道新の記事では、道内の最大電力需要の1日平均は416万5,000キロワットで、平成22年度同期と比べると3.1パーセントぐらい減少しているという報道もあります。日常生活の中で節電を進めることは私も必要だと思うのですが、やはり原発の再稼働をやめることを前提に、不足電力をどうするかという対策を考えていくことが大事ではないかと思うのです。

なぜならば、本会議でも言いましたけれども、原発事故によって失われるかもしれない住民の命や安全をてんびんにかけることはできないと思うからです。ですから、そういう意味で再稼働をやめるという前提で、国や北電に働きかけていくことをお願いしたいと思っているのですが、それについてはいかがですか。

○総務部長

多少答弁を繰り返す場面があると思いますが、確かにこの夏の電力需給を見た場合に、多少は不足を来すだろうというデータは私どもも拝見しておりますけれども、やはりなかなか安定してはいません。今、原発がとまっている中で火力発電所がフル稼働していますが、その火力発電所は老朽化しているということで、間違いなく需要に耐

えられるという状況には、私どもも基本的にはないというふうに認識しております。

私どもも、未来永劫、原子力発電所を続けていくというスタンスではなくて、今は再稼働に必ずしも賛成はできませんけれども、今後、再生可能エネルギーの課題を解決しながら電力ウエートを上げていくという中で、段階的に原子力への依存度を下げていくという考え方でいるということでございます。

○川畑委員

先ほどから何回も言っているように、私の主張としては、国や北電に働きかけていただきたいということを申し上げておきます。

◎住宅リフォーム助成制度の拡大について

次に、住宅リフォーム助成制度の拡大について伺います。

本会議では6月11日現在の状況を示していただきましたが、直近の状況について、住宅リフォーム助成制度の申請件数と総額、市の助成額、それから事業者数等、今の段階での状況をお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

直近の申請状況という御質問ですが、6月20日現在で申請件数が58件、工事総額が1億785万6,000円、市の助成額が788万4,000円、事業者数が32社となっております。

○川畑委員

まだ1か月くらいですから半分くらいという状況なのでしょうけれども、申請の中で省エネ基準を満たす断熱改修工事は何件ぐらいありますか。

○（建設）建築住宅課長

現在の申請の中で、窓や外壁などの断熱改修を省エネ設備機器の設置などをあわせまして、省エネ改修工事といましては、現時点で5件の申請がございます。

○川畑委員

それで、補正予算の申入れを本会議でさせていただいたのですが、補正予算の申入れに対しての市長答弁は、厳しい財政状況の中で限られた財源から予算を捻出してスタートさせたということで、補助金総額の上積みは考えていないと、あっさり断られてしまったわけですし、非常に残念なことであります。補正予算を計上してほしいという陳情も上がっています。本会議では、全工事を実施してもおおむね4,000万円くらいの市の負担だということで、4,000万円といえば今回の予算のちょうど2倍です。ですから、それを2,000万円増やすことで全工事を実施する受付が可能だという状況になると思うのです。そういう点で、改めて検討を求めているのですが、検討の余地はないのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

補正予算についての御質問ですが、本会議でも市長が答弁いたしましたように、繰り返しになりますけれども、本当に厳しい財政状況の中で2,000万円という金額を何とか捻出してこの事業をスタートさせたものでございますので、補正予算によって上積みをするのは困難だというふうに考えております。

○川畑委員

私も、登録業者の名簿がありましたので、その業者の意見を何件か聞きました。そういう中では、本会議でも話したように、市の財政も苦しいと思うけれども、助成額を増やしてほしいと。せめて今の10パーセントから20パーセントに、あるいは限度額を50万円にしてほしいという意見がありました。そして、補欠となった場合には、8月中旬を待つのではなく、すぐできるように助成額を増やしていつでも受付できるようにしてほしいという意見もありました。

ただ、申込者の意見については、我々もだれが申し込んでいるかはわからないので聞けないのですけれども、本会議では、申請者から申込時期などについての御意見を聞いているということでしたが、申込時期以外の特徴的な

意見としてどのようなものがあるのかを聞かせてください。

○（建設）建築住宅課長

申請者からどのような意見が出ているかという御質問ですけれども、先ほどありました申込時期のほかに、受付期間を今年度は4月5日から25日までと設定したのですが、それをもう少し長くできないかとか、また雪解けとともに工事に着手したいので、もう少し早く工事に着手できないかといった意見をいただいております。

○川畑委員

そのほかは、詳しい意見はまだ精査されていないということでしょうか。わかりました。

今回の業者の意見なども聞いて、今後の体制にぜひ生かしてもらいたいと思います。

そこで、省エネ改修工事として社会資本整備総合交付金の活用についてですが、交付金を受ける条件は非常に厳しいものがあるということで、居室の窓のすべてを断熱改修しなければだめだという条件があると聞いています。そのほかにはどのような条件があるのか、お聞かせいただけますか。

○（建設）建築住宅課長

省エネ改修工事として交付金を導入するためには、居室の窓すべてを断熱改修しなければならないという条件がまず一つございますが、これは当然どのようなものでもいいというものではなく、一定の省エネ基準を満たしたものでなければ当然交付金の対象にならないといった条件がついております。

○川畑委員

厳しい条件とは言いますが、例えば今回の申込みの中でそういう省エネ基準を満たして、それに合致するような申請はなかったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

先ほど申しましたとおり、省エネ改修工事の申請が今は5件でございますが、窓全体をやっているかどうかというところまでは、現時点ではまだ把握してございません。

○川畑委員

私としては、この交付金の制度を併用することで申請者がより利用しやすくなればという発想で考えていたのですが、本年はもう無理にしても、来年の実施に合わせて併用していくことはできないものかどうか、お聞かせいただけますか。

○（建設）建築住宅課長

今、委員からありました併用という問題についてですが、あくまでも交付金制度そのものは、自治体が市民に補助したのに対して自治体にその一部を国から補てんするという制度でございまして、基本的に申請者が受け取る補助金が直接増えるわけではございません。そういう意味では、申請者が本市のリフォーム助成制度と交付金制度を併用するという構図にはなっていないということでございます。

また、来年に向けてということですが、今年度の申請の中で、交付金対象となる断熱改修がどの程度実施されるかなど、そういった実績を踏まえた上で、本市の助成制度が交付金を導入できるかどうかについては、今後、改めて北海道と相談してみたいというふうには思っております。

○川畑委員

要するに、申込者が市の助成と国の交付金とは併用できるものではないと。むしろ申込みの実施によって小樽市に交付されるという中身だということはわかりました。

そうすると、自治体への補助によって申込者の枠を拡大することも可能かというように思うのですが、そういう対策はとれるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

具体的に、今後、本市の助成制度にどういった形で交付金を導入できるかというのは協議しなければならないの

ですが、もし交付金が導入されることになれば、当然、市の財源の一つに交付金が入ってくるようになりますので、市の一般財源の持ち出しが減ることになります。その結果として、その分、総枠を広げるということは可能になるということでございます。

○川畑委員

ぜひ、来年度は業者の意見なども含めて、枠を増やすということを検討していただきたいというふうに思います。

◎病児・病後児保育について

次に、病児・病後児保育について質問させていただきます。

病児・病後児保育についての代表質問に対する答弁では、具体的に本市における適切な実施形態のあり方や運営費用の面なども含めて、引き続き検討したいと考えている。もう一つ、これまでは次世代育成支援行動計画に向けたニーズ調査においても一定の要望が伺えたことや、安心して子供を生み育てることができる環境づくりに有効な事業であると考えており、財政状況の推移などを見つつ今後も引き続き検討してまいりたいと、そういう答弁でした。この答弁を聞くと、今後引き続き検討という言葉しか頭に残らないですし、これでは具体性がないのですが、具体的な検討を進められているのかどうかをお聞きします。

例えば、道内では20市町で27か所が実施していると聞いていまして、実施状況については、病院併設型や保育所併設型があるのですが、具体的に、そういう調査などを行っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

また、具体的な検討をするのに、医療機関との併設の関係でいけば、医師会や医療機関との相談が進んでいるのかどうか、その辺もお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

最初に、具体的な検討ということで、道内の実施自治体の状況調査を行っているのかということですが、私どもは、実施しております自治体につきまして、どこの自治体で、保育所、病院等への併設のタイプがありますが、どういう施設で、また病児保育であるのか、病後児保育なのかそういった累計でありますとか、そういったものは把握しております。

また、具体的な運営状況につきましては、引き続き調査を行いたいというふうに考えております。運営状況や利用の定員、利用の実績、また職員の配置、かかる事業費、また、その事業費に対する市の負担の水準ですとか、そういったものは継続して調査をしてまいりたい部分でございます。

それから、もう一点ございました医師会や病院との協議の関係でございますが、今の段階といたしましては、先ほど申し上げました、ほかの自治体の先進事例の調査を進めていきたいというふうに考えております。そうしたものを基にたたき台の案をつくりながら、庁内でもよく検討を進めてまいりたいというふうに思っております。その後になると思いますが、この事業につきましては、医師会、それから関係する会員の医師の御理解や御協力は必要になりますので、庁内での一定の整理を終えた後に、しかるべき時期にそうした対応が必要になるものというふうに考えているところでございます。

○川畑委員

今は医療機関との相談という段階にはまだ進んでいないということですね。

全国や全道の例を見ると、医療機関以外にも公立保育園と併設する場合がありますが、そのことは検討していないのかどうか、その点はどうでしょう。

○（福祉）子育て支援課長

ほかの実施例がいろいろとございますが、道内での実施例などは保育所、病院などへの併設がそれぞれ半数程度という状況です。現段階では病院か保育所かいずれかに重点を置いた検討はしていませんが、双方を含めていろいろな調査をする中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○川畑委員

この問題に対するこれまでの議論の経過があると思うのです。後期実施計画の5年の中で市内に1か所に開設できればと考えていると、何年か前の厚生常任委員会でもそういう答弁がされてきているのですけれども、現段階では、何かその時点よりも後退しているような感じを受けるのですが、そういうことはどうですか。

○（福祉）子育て支援課長

病児・病後児保育につきましては、次世代育成支援行動計画の後期実施計画で策定している事項であります。後期計画の期間は平成26年度までですが、そうした時期に向けて具体的な検討を今後も引き続き進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○川畑委員

後退していないということですか、それとも停滞しているということですか。

○（福祉）子育て支援課長

取組を休止しているということではありませんので、引き続き取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○川畑委員

私は少し心配しているのです。別に攻撃するつもりはないのですけれども、後期実施計画の期限は平成26年度です。今は24年度ですから、あと2年足らずということになってしまうのです。なぜ私がそういうふうに見るかというのと、視察で一宮市や春日井市で病児・病後児保育の状況を聞いてきているのですが、それからいくと準備する期間というのが結構必要なのです。準備する期間があるので、26年度には本当に実現可能なかどうかという心配を私はしているのですが、その辺はいかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

現時点で平成26年度のいつからというめどを申し上げるには至りませんが、今、いろいろと視察等のお話もございましたけれども、実際にやられているところの実態をよく調査しながら、小樽としてはどういう形で実施が可能か、そしてまた財源的な面も大きな要因でございますので、そうした面もあわせて検討しながら、次世代育成支援行動計画に沿って進めてまいりたいというように考えているところでございます。

○川畑委員

平成26年度までには、実現に向けて頑張りたいということで受け止めてよろしいのでしょうか。

今、財政的な問題も出たので、少し余計な話かもしれませんが、一宮市は公立保育所に併用する形で実施しているのですけれども、この中では市からの持ち出しというのは300万円くらいです、1年間に。また、春日井市では医療機関に委託をしているのですが、委託料を払って、国や県の補助金もありますから、先ほどもそうですけれども、差し引いた負担額というのは300万円から400万円弱という状況です。ですから、確かに財政的に厳しいとは言いながら、そういうものを進めていくことが今求められているのだらうと思います。今、小樽市の人口減少の対策としても、そういうものが必要ではないかと思うので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。最後にそのことについての答弁をいただきたいと思います。

○福祉部長

今、他市の具体例を挙げられましたけれども、実際にどのぐらいの経費がかかるのか、これは配置職員として看護師等が1人と保育士等が1人ないし2人ぐらいが必要かと思うのですけれども、その中で具体的にどのぐらいの経費がかかり、補助はどうなるかというのも確かに大きな要素になると思います。

小樽市でも病児の預かりについては、これまではあまり実績はなかったのですが、昨年10月にファミリーサポートセンターを設置いたしまして、そこでも病児の預かりをしております。まだ実施して半年ですが、そこでの病児の預かりを通じて、いろいろな課題も見えてくるかもしれませんし、それから費用面についても国の子ども・子育て

て新システムがございます。その法案の動きは報道で明らかなのですけれども、このシステムに盛り込まれている内容の中に、社会保障と税の一体改革と絡まって地域子ども・子育て支援事業という位置づけで病児・病後児保育についても一元給付になるということや保育量の拡大、十分な財源確保という項目が記載されております。この行方は今非常に見えなくなってしまうかもしれませんが、いずれにしても国会審議の中でどのようになっていくのかというのも、やはり財源という面で、我々としては見ていきたいというふうに思っています。その辺をある程度見ながら、実施形態とか運営費用も含めて、早期に検討しながら作業を進めていきたいというふうに考えています。

○川畑委員

期間もなく財源もないということで、計画のまま、終わらないように頑張ってもらいたいと思います。

◎放射性物質検査機器の配備について

次に、放射性物質検査機器の配備について伺いたいと思います。

この問題については、私が平成23年第4回定例会の厚生常任委員会でも取り上げて、早い時期での配備を期待していたのですが、このたびやっと消費者庁から第4次分で配備が決定したというふうに聞きました。

まず、どのような機械が貸与されるのかお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

消費者庁から無償貸与される検査機器の種類ですが、検査機器はスクリーニングを目的とする簡易型ガンマ線スペクトロメーターという機器1台でございます。

○川畑委員

1台ですね。配備の時期はいつごろになるのか、はっきりしていますか。

○（保健所）生活衛生課長

消費者庁からは平成24年9月末、又は10月末という連絡が来ておりますが、機器の配備については、福島県などの対象地域を優先して配備する方針のため、時期が遅れる可能性もあるというふうに聞いております。

○川畑委員

配置場所とその機器がどのような機能を持っているのか、説明していただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

設置場所については、保健所に設置する予定としておりまして、保健所の職員が測定いたします。はかるものにつきましては、放射性セシウムをはかりたいというふうに考えております。

○川畑委員

本会議の市長答弁では、野菜など17自治体で生産されたもので、市民から持ち込まれた食品や学校給食用の食材ということで聞いていますが、17自治体というのはどういう意味なのか、お聞かせいただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

17自治体につきましては、原子力対策本部が計画を持って検査しなさいということ求めている対象地域でございまして、具体的に申しますと、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、の17都県となっております。

○川畑委員

要するに被災されている可能性のある都県ということですね。

それで、検査機器の活用はどこを対象にしているものか、お聞かせいただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

活用先といたしましては、消費者庁の機器でございまして、市民の安全・安心のために貸与するという消費者庁の目的から、市民の持込み検査、次に学校用の給食食材、最後に市場流通品、市場流通品については、道と連携した中で実施したいというふうに思っております。

○川畑委員

要は、市民向けと学校給食の食材の検査、それと市内流通物ということですが、市民が持ち込む場合は、どのぐらいの量の持込みが必要なのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

機器の種類が完全には確定しておりませんが、北海道等でスクリーニング検査を既に実施しておりまして、そちらの資料等によりますと大体1.5キログラムとなっております。1キログラムにつきましては最初のスクリーニング検査で使用いたしまして、そこでもし数値が高い場合には、次の確定検査で500グラムが必要になりますので、合わせて1.5キログラムというふうになっております。

○川畑委員

では、市民は、1.5キログラムを持ち込まないと検査してもらえないということになるのですか。1.5キログラムとなると結構な量になると思うのです。例えばお米などの重いものだったらすぐに1.5キログラムになるのでしょうか。けれども、葉物の野菜類などでしたら相当な量になると思うので、市民向けにはなかなか難しいのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

この検査機器につきましては、対象となる食材を容器に入れて均一にした上で測定することになっておりますので、その容器の中を均一に満たすために約1キログラム。液状であれば900ミリリットルくらいで済みますので、重さにするともう少し軽くても済む可能性はあります。

○川畑委員

二つ目に、学校給食用の食材検査の件について説明をお願いしたいと思うのですが、配置の活用に学校給食の検査があるのですけれども、これまでの食材の検査といいますのは、どこでやられていたのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

学校給食用食材につきましては、6月より17都県産の肉、野菜類につきましては、一部抽出の上、札幌にございます民間の検査センターに検査を委託してございます。6月の検査状況でございますが、にんじん、サツマイモ、長ネギの3品目の検査について実施しておりまして、いずれにつきましても、放射性セシウムは不検出ということで検査結果をいただいております。

○川畑委員

学校給食ですから、地産地消が第1条件だと思うのですが、6月から業者に委託して検査していたということで、年間通して多く使われているということでしょうか。

○（教育）学校給食課長

野菜類につきましては、どうしても季節変動あるいは天候変動等で産地がいろいろと移っていく性格のものでございます。私どもは地産地消の観点から、これまでもなるべく道産品の活用を進めてきたところですが、どうしても端境期には、特に今の時期ですと、越冬物のニンジンやタマネギ類といったものが不足してまいりますので、そういう中で関東産のものを使用しております。

○川畑委員

では、今回、保健所に機器が配置されることで、今後は保健所に依頼することになるのですか。

○（教育）学校給食課長

今度の検査につきましては、保健所に検査機器が導入されるということがわかっておりましたので、民間への委託は保健所の検査機器導入までということで考えております。また、保健所への検査機器導入後につきましては、週4回程度までは検査可能ということで保健所とも協議を進めており、そういう枠をいただいておりますので、17都県産につきましては、引き続き保健所で検査を行ってまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

検査機器の活用の三つ目には、市内流通分の監視ということもあるそうですが、それはどういうことなのか、説明してくれますか。

○（保健所）生活衛生課長

市内流通品の検査につきましては、国の責任の下に都道府県が流通、出荷前に検査を実施することになっておりますけれども、北海道においては、今年度から道内において流通しているものについても検査するというので、小樽市で流通しているものについても、道と連携の上で実施したいというふうに考えております。保健所にスクリーニングの機器が配備されるまでの間は、スクリーニング検査、確定検査等も道での実施をお願いいたしますけれども、保健所にスクリーニング機器を配備後につきましては、保健所でスクリーニング検査、道で確定検査というすみ分けが可能というふうに考えておりますので、これについては道と協議して実施していきたいと思っております。

○川畑委員

それでは、配備後どういう体制になるのかを説明していただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

まだ検査機器の能力等は確定しておりませんが、他の自治体の情報等によりますと、1日大体1検体から2検体、週でいきますと5検体から10検体の検査が可能というふうに考えております。また、10月に配備されるといたしますと、平成24年度につきましては、大体140検体から150検体を実施したいと思っております。この中で学校給食については約100検体というふうに考えております。

○川畑委員

せっかく貸与されるものですから、大いに活用していただきたいと思っております。

検査結果については、公表するというふうに市長答弁でもありましたが、どういう形で公表するのですか。

○（保健所）生活衛生課長

検査結果につきましては、小樽市保健所のホームページなどを使用いたしまして、公表したいと思っております。内容につきましては、今後検討いたしますが、個人情報については公表せず、産地、品目、数値等について公表したいというふうに考えております。

○川畑委員

今回、保健所に食品の検査機器が配置されることになっているのですが、もう一つ、市民からは空間放射線量の測定について確認してほしいという声がありました。それで、今、小樽市で保有している空間放射線量を測定する測定器はどのようなものかをお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

小樽市で今計測しております空間放射線量の測定器ですが、こちらの測定器は大気中の放射線を精度よく測定できるシンチレーション式サーベイメーターを使用しております。

○川畑委員

計測はどこでしているのか、そして測定検査についてはどこで公表されているか。また、市民から貸してほしいという希望があった場合に貸出しができるのかどうか、その辺をまずお聞きします。

○（総務）小濱主幹

測定については、産業港湾部港湾室庁舎前において、本年2月3日から週2回原則として毎週月曜日と木曜日に測定しております。測定結果の公表につきましては、市のホームページで公開し、測定の都度更新を行っております。なお、広く市民に周知するため、広報おたるにも7月号から掲載する予定としております。

測定器の貸与についてですが、測定器については高価なものであり、万が一故障した場合の問題もありますので、

市民、団体等への貸出しをするという考えはございません。

○川畑委員

市民への貸与はできないということですが、例えばこういうところをはかってほしいと要望が市民からあった場合については、検討の余地があるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

希望の場所での測定についてですが、現在、測定器が1台しかないこと、また職員の体制も整っていないことから、すべての希望にこたえることが困難なため、現在のところ、希望される場所での測定については考えてございません。

○川畑委員

市民からこういうところを測定してほしいという要望があった場合に、それを今後の対応の中に入れていけるような検討を進めることはできないのでしょうか。

○総務部参事

今、主幹からも申したとおりですが、市民からは、こういった場所で測定してもらいたいという希望もございまして、それらを所管している部局と調整しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎観光バス駐車場について

初めに、代表質問でも質問させていただきましたが、堺町の観光バス駐車場についてお尋ねいたします。

代表質問では、現在、土地を所管しているのが北海道財務局小樽出張所ということで、そちらに現在は購入が困難なため賃貸の継続を申し入れてるということですが、この点に関しまして、いつごろをめどに賃貸の契約ができるのか、あるいは別な判断を下さなければならないのか、経過を踏まえてお答えいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

北海道財務局小樽出張所からは、大体11月ごろをめどに返事がいただけるということで伺っております。

○上野委員

では、この契約の件については、11月末ぐらいにある程度の判断をしなければならないということで、契約が結ばれれば来年度も継続して契約できることとなりますけれども、11月の時点で契約ができなくなった場合には、その後どのように対応する予定なののでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

市といたしましては、あくまでも賃借の継続ということを希望しておりますので、残念ながら認められなかったといった場合には、改めて土地の購入も含めた観光バスのあり方について、その時点で新年度予算にも間に合いますので、そういったあり方について議会の御意見も伺いながら最終的に判断してまいりたいというように考えてございます。

○上野委員

では、一応11月に大きな判断を下すというか、契約されれば本当に大変結構なことですが、だめになった場合は、その後、市長も議会も含めて、ある程度の大きな判断を下さなければいけないということで、私も一緒に認識させていただきます。まずは11月の契約に向けてぜひとも御努力されて、契約が結ばれることを願っております。

◎ワクチン接種について

次に、こちらも代表質問でさせていただきましたが、予防医療に関して、特にワクチン接種に関して質問させていただきます。

まず、現在の定期検診を含めた状況、そしてワクチンの接種率などを見ますと、ワクチン接種や定期検診があまり広まっている感じはしないのですけれども、保健所としてこの接種率を含めた中で、予防接種あるいは定期検診の広まりがいまいちという私の認識に対して、どのようにお考えかお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

予防医療に関してのお尋ねの中で、定期検診と定期の予防接種についてのお尋ねだと思いますが、保健所といたしましては、機会をとらえてさまざまな啓発をしております。例えば検診であれば広報おたる、各町会で行います出前講座、それから予防接種についても必要に応じて個別の対象者に対する接種の案内、接種券、そういったものを送付して、啓発し、受診率、若しくは接種率の向上について努めてきているところでございます。

○上野委員

今のお答えをいただきますと、定期検診や予防接種というものに効果がある、なので推奨しているというように保健所が認識を持っているということによろしいでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

現在、私どもが事業として行っている検診、それから予防接種につきましては、効果があるものと認識してございます。

○上野委員

現在行っている予防接種等には効果があるという御認識をいただいているということです。そこで、これも代表質問でさせていただきましたけれども、まず子供のインフルエンザワクチンの接種についてですが、インフルエンザに関してはワクチンの予防接種、せきエチケットの徹底、手洗い、うがいなどが有効であるとされておりまして書いていますけれども、保健所としても有効であるとお考えなのか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

そういったような基本的な感染予防については、非常に有効だと考えてございます。

○上野委員

保健所としても今のところに関しては有効だという考えをお持ちだということで、市長の答弁では、本市においては重度化する可能性の高い高齢者には予防接種の公費助成を行っているとはありますが、現在、子供には行っていない状況です。国の動向を見ながら研究してまいりたいとのことですが、今の答弁からは予防接種に関しては保健所でも有効だという認識を明らかにお持ちだと思いますので、国の動向を見ながら研究していくという中身が一体どのようなものなのか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

予防接種につきましては、二つの考え方がありまして、一つは集団予防、例えば小児麻痺のポリオ、結核のBCGなど、人から人にうつって、社会全体として発病者が増えてしまう。そういう予防のためのワクチンと、個人が重症化しないようなためのワクチンの2種類に大きく分けられます。インフルエンザワクチンにつきましては、後者の個人の重症化予防ということでありまして、平成13年に国では高齢者のインフルエンザによる肺炎あるいは肺炎による死亡が非常に社会問題化したので、高齢者の重篤化、肺炎の重症化を防ぐために、インフルエンザワクチンを予防接種法に位置づけたということでございます。つまり、インフルエンザワクチンについては、集団予防という考えではなくて、個人の重症化予防というところに力点を置いてございますので、重症化する高齢者は別としまして、その他の年代の方たちについては、どちらかというと集団予防ということがインフルエンザワクチンではかなわないということで国の見解が出ていますから、手洗い、うがい、なるべく人込みに入らないといった形で、私どもは国の指示に従って啓発しているところでございます。

○上野委員

私も調べてみましたところ、インフルエンザ予防接種に関しましては、個人の重症化を防ぐことが主たる目的と
いうことですが、代表質問で私が申し上げたかったことは、インフルエンザそのものが、確かに個人の重症化とい
う面からすれば子供は重症化に至らない可能性が高いと思いますけれども、例の中で挙げましたように、学校でイ
ンフルエンザが集団的に感染して非常に蔓延しているという現状があるのです。教育委員会をお願いして、統計を
調べていただきました。小樽市内においても非常に学級閉鎖が多いので、子供たちの教育の時間を失うという社会
的損失の面を考慮して、子供たちにもインフルエンザに関する予防接種を推進しなければならないのではないかと
いう意図だったのです。今の御答弁では、あくまでも個人の重症化という目的でしたが、子供へのインフルエンザ
予防接種が有効であるということは、先ほどもお答えをいただきましたので、もう一度、国の研究を踏まえた中で、
学校で集団化して毎年のように学級閉鎖が起こっているという現状を踏まえて、インフルエンザに関して今後改め
て検討されるのかどうか、その点をお聞かせください。

○保健所長

子供のインフルエンザワクチンについての御質問でございますけれども、子供のインフルエンザワクチンを国で
どのような検討を進めているのかという点も、まず一つ大変重要なことというふうに考えてございます。それを中
心といたしまして、今後の治験がどのように積み重なっていくのかといったことも十分慎重に、医療行為でござい
ますので、見守りつつ研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○上野委員

国の動向もさることながら、インフルエンザワクチンの公的助成というのは、各市町村を含めて、かなり取り組
まれている状況にあります。隣の余市町では、本年第 1 回定例会で今年度からインフルエンザの公的助成をする
という結論が出されております。ぜひとも教育委員会とも連携をして、私が代表質問しました弗化物洗口も含めてで
すが、あくまでも教育の向上という面から、学級閉鎖をできるだけ少なくして教育時間を減らさない、そういう思
いも酌み取りながら検討していただきたいと思っておりますけれども、改めて保健所長の御認識をお聞かせいただ
きたいと思っております。

○保健所長

繰り返しになりますが、予防接種という問題につきまして私どもは、今までもいろいろな予防接種について各委
員から御質問がございましたけれども、医療行為でございますし、本来は国が推奨すべきことですので、さまざ
まな観点から総合的に慎重に、市民に関することですので、研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○上野委員

ぜひとも前向きな御検討をお願いいたします。

◎肺炎球菌ワクチンについて

次に、同じ予防接種ですけれども、肺炎球菌ワクチンについての質問をさせていただきたいと思っております。

昨年第 4 回定例会で質問させていただいたときには、国の動向を踏まえて研究していくという答弁をいただ
いておりました。今回、質問するまでの間に、どのような研究、検証をされたのか、お答えください。

○（保健所）健康増進課長

まず一つは、国のさまざまな予防接種の分科会の議事録を確認したり、それから実施している自治体にもいろ
ろと御質問をさせていただいて、実際に肺炎球菌ワクチンの公費助成を行った結果の事業評価といえますか、そ
ういったものも若干尋ねておまして、そういった形での研究はしてございます。

○上野委員

今回の代表質問でお答えいただいた内容に関してですけれども、これはたぶん厚生労働省の予防接種制度の見直
しについての 2 次提言から抜粋されたものなのかというふうに推察しておりますが、この 2 次提言には、確かに同

じょうなことが書いてあります。高齢者における肺炎球菌ワクチンの免疫効果の持続性の検討や接種年齢、あるいは接種の効果等について再評価することが望ましいと書いてあると同時に、この見直し案の中に、肺炎球菌ワクチンを接種することによる効果という面もいろいろと書かれております。例えば肺炎球菌ワクチンを接種することによる医療費の抑制効果というのが、これはたぶん国でしょうけれども、5,120億円という膨大な医療費が節約になるという試算もされています。同時に、先ほどの答弁の、たぶん小委員会の総合評価だと思うのですが、これは私から見ますと「免疫の効果の持続や再接種時の抗体価の上昇効果については引き続き並行して検討を行い」となっているので、あくまでもこれは高齢者に対して接種を促進していくことが望ましいと私は認識しているのです。そこを踏まえて、肺炎球菌ワクチンについては、特に小樽市は高齢者が多いので、接種費用が高いという現状の中で、国のさらなる評価を見ながらと書いていますが、どのように研究されていくのかお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

成人の肺炎球菌ワクチンにつきましては、今、委員が話されたとおりの国の見解が出ているのは間違いありません。国では医療費が5,000億円台下がるとか、罹患率が31パーセント下がるといった中で、肺炎球菌ワクチンについては一定の効果認めて、接種することは望ましいとしています。しかし一方で、免疫の持続、つまり肺炎球菌ワクチンは5年間程度しか免疫の持続力はなくて、なおかつ5年後に2回接種するというのは原則にはなく、脾臓をとった方ですとか、よほどリスクが高い方については2回接種が認められますけれども、通常は1回接種で終わりますので、例えば65歳で接種して5年間有効でした、では71歳でどうなのかという問題があります。そういったことを国では検討しているということでございます。実際に、今回の肺炎球菌ワクチンでは、罹患率が31パーセント減少し、医療費が5,000億円台に減少するということは、確かにそういった計算になるのでしょうかけれども、これは肺炎球菌単独で試算した場合です。基本的にインフルエンザワクチンで、肺炎球菌を含む肺炎全般として死亡率が70パーセント減少すると言われていまして、このインフルエンザワクチンは、平成13年に高齢者のインフルエンザによる肺炎による死亡を減少するために定期接種化したことになっています。

したがいまして、現在、小樽市では高齢者のインフルエンザワクチンを公費助成しているところでございますが、接種率は50パーセントにとどまっておりますので、高齢者の方々に現在のインフルエンザの公費助成制度を活用していただきまして、これをもっと多くの方が接種することによって、肺炎球菌を含めた肺炎の死亡率をもっと減少させるということを考えておりますので、まずは現行制度にあるインフルエンザワクチンの啓発に努めてまいりたいと思います。

ちなみに、小樽市において肺炎で亡くなっている方が22年度は163人、そのうち推定で肺炎球菌が多く見積もって3割と言われておりますので、50人程度は肺炎球菌ワクチンで亡くなっている方がおられます。インフルエンザワクチンの接種率が50パーセントということも考え合わせますと、まずインフルエンザワクチンの接種を呼びかけることによって、死亡率が70パーセント下がると言われておりますから、もっと多くの方に受けていただきたいといった啓発をしていきたいと考えてございます。

○上野委員

今、御答弁いただきまして、いろいろなパターンもあるようですが、その中で肺炎球菌ワクチンは効果があるということなので、逆に言えば、相乗効果も考えられるのではないかと思います。インフルエンザワクチンの接種率の50パーセントをさらに伸ばすと言いますが、いろいろな予防接種を併用することによって、さらなる効果が表れるのではないかと私は思うのです。代表質問の答弁では、本市においては重度化の可能性が高い高齢者に対してということでインフルエンザを進めているということでしたが、肺炎球菌ワクチンにしても基本的に重度化するというものなので、このたび厚生労働省も接種に向けて検討されているということなので、もう一度その点を踏まえて、今後、肺炎球菌ワクチンに対して、さらなる検討研究をなされていく方向でいらっしゃるのかどうか、もう一度お尋ねいたします。

○保健所長

先ほどの答弁と同じになるかもしれませんが、定期接種化されている予防接種と、まだ定期接種化されていない各種の予防接種がございます。その中で、今、委員の御質問である高齢者に対する肺炎球菌ワクチンをいかように取り扱っていくのかということにつきましては、私どもも関心を持っておりますので、今後、国の治験等を十分に見定めながら研究してまいりたいというふうに思っております。

○上野委員

代表質問でも申し上げましたけれども、肺炎球菌ワクチンは全国各地で率先的に進められている内容でございますので、ぜひとも前向きに御検討いただいて、さらなる小樽市の福祉に努めていただければと思います。

◎小樽聾学校について

次に、小樽聾学校について質問させていただきます。

このたび北海道薬科大学の移転については、寝耳に水の話で小樽市にとっては大変大きな衝撃だったのですけれども、私の聞いたところによると、小樽聾学校が統廃合の可能性があるという話を聞いておまして、まず小樽聾学校の現状について教育委員会の御認識をお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

小樽聾学校の現状ですけれども、在籍数で話をいたしますと、平成24年5月1日現在で聾学校から聞いておりますのは、10名の在籍数がございます。内訳で言いますと、幼稚部が1名、小学部が4名、中学部が5名になってございます。

○上野委員

小樽聾学校が統廃合されるような状況になっているのか。また、なっているとすれば、その状況を市教委としてどれぐらい把握されているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育課長

小樽聾学校の再編統合についてですけれども、道教委の担当から小樽聾学校の保護者と近隣の聾学校と再編統合に向けて懇談会を5月に1回、それから6月に1回行ってまして、現在、保護者との話し合いを進めているというふうに聞いてございます。

○上野委員

統廃合に向けての協議を道がされているということですが、所在地が小樽にあるということもありますので、今後の進捗あるいは動向に対しては、ぜひとも市教委としても情報収集に努めて見ていただければと思います。

○酒井委員

◎津波対策、防災対策について

初めに、津波対策、防災対策について伺いたいと思います。

本年1月からドコモの携帯電話によるエリアメールのサービスを開始していただきました。残りのキャリアについてはどうですかという前回の質問に対しまして、検討していくという答弁だったので、現在、何か進捗があるのかどうなのかを確認させてください。

○（総務）小濱主幹

ドコモ以外のエリアメールの導入についてですけれども、現在、委員がおっしゃるとおりドコモについては1月からメール配信を始めているところでございますが、他社のエリアメールについては現在のところ具体的な導入時期等は決まっておりません。今後、導入に向けてドコモ以外の会社につきましても、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

小樽市内でのドコモのキャリアの所有率など、そういう数字的なものは把握しているのでしょうか。

○(総務)小濱主幹

申しわけございませんが、そちらについては把握してございません。

○酒井委員

そうは思ったのですが、一応聞いてみました。

前回は言ったのですけれども、災害の場合、まずは知らせるということが第一だと思いますので、メールというのが一番早いと思うのです。それ以外にもサイレンなど、いろいろな方法があると思うのですが、まずはドコモ、それから他のキャリアについても前向きに検討して、ぜひお願いしたいと思います。

それから次に、防災行政デジタル無線、MCAの無線機が整備されると思うのですが、これらの詳細をお聞かせいただきたいと思います。

○(総務)小濱主幹

防災行政デジタル無線、MCA無線の詳細についてですが、こちらにつきましては、動産の取得についてということで本定例会に議案を提出しておりますので、可決いただいた場合、10月ごろまでに市役所庁舎、指定避難所69か所、市立病院2か所の計72か所に設置をしたいというふうに予定しております。

○酒井委員

これにはバッテリーがついていて停電時も作動するようになっていると思うのですが、そのバッテリーの稼働時間などについてはどうでしょうか。

○(総務)小濱主幹

半固定局という形になるのですが、市役所庁舎、小中学校等の避難所に置くタイプにつきましては、電源内蔵型になっておりますので、カタログデータでは約20時間ということ載っております。

○酒井委員

これは災害時に連絡をとる手段の一つとして使えると思うのですが、例えば定期的にテストを行うとか、それ以外の使用目的などについてはどうでしょうか。

○(総務)小濱主幹

災害時以外の使用についてですが、この無線につきましては、市役所の交換機との接続等も予定しておりますので、平常時、市役所内線電話と無線機を設置します小・中学校等の各施設間での連絡にも利用できることとなります。委員がおっしゃいましたように、訓練等も必要になっておりますが、無線機使用の習熟にもつながることから、庁内や各施設に周知を行い、平常時の利用について進めてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

これも前回からまず無線機をつけてほしいという要望を上げていましたので、ぜひメンテナンスなども含め、無線機をきちんと使えるような状態にして、いざというときに使えないということのないようにお願いしたいと思います。

それから、津波の対策については、蘭島、銭函地区の海岸付近の避難所の確保など、前々から言われていることなのですが、何か動きがあればお聞かせいただきたいと思います。

○(総務)小濱主幹

蘭島、銭函地区の避難場所等についてですが、現在、蘭島地区では、忍路中学校、忍路中央小学校を津波避難場所として指定しております。また、銭函地区では銭函サービスセンター、銭函保育所、銭函小学校、銭函中学校の津波避難所のほかに北海道職業能力開発大学校を津波避難ビルに指定しているところでございます。

津波の場合、地理的な条件や時間的な余裕がない場合も考えられますので、一時的な避難場所の確保も必要と考

えております。このため、市では、本年3月に作成いたしました津波ハザードマップを活用しまして、地域を熟知した方々が主体的に地域における避難計画ですとか、訓練に取り組んでいただきたいというふうに考えておりました。今年度は蘭島、銭函地区でも訓練を行う予定になっているということですので、こちらの中で町会等との協議をさせていただき、地域の方々と避難経路や避難場所の確認などを行って、地域の状況に応じた一番よい避難方法を検討してまいりたいと考えております。

○総務部参事

進捗状況という御質問なので、私からも少し補足いたします。

海岸に面している町会等については、今主幹から申しましたように、私どもで来月からそれぞれの町会に入りまして、直接的に地区の避難経路や避難場所といったもので実際に訓練したり、あるいはDIGといいます図上での訓練を進めてまいりたいと思っています。

特に高島地区につきましては7月から実施していきたいと思っていますし、今委員がおっしゃったような蘭島、銭函につきましては、秋ごろの実施を目指して、現在、町会と協議している最中でございます。

○酒井委員

今の答弁の中で訓練を町会の方々と一緒に実施する、それから一時的な避難所を設定していくという形に聞こえますが、生活をする避難所と一時的な避難所という区別があると思うのですけれども、それも今後検討していく、設置していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

訓練の中で地域の方と、避難所まで間に合う場合、間に合わない場合ということもあると思いますので、一時的に津波を避けるために避難する場所というものも、地域の方々と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

まず、災害が起きたときの第1は自主避難だというふうに言われています。そういう意味では、町会と連携をとって、そこに住んでいる方と一緒に行動して、新たな形を見いだしていくのはとてもいいことだと思いますので、ぜひお願いいたします。

それと、これも以前から質問させていただいていますが、要介護者の誘導體制についてどのようになっているのか、進展があるのか、その辺も伺いたいと思います。

○（総務）小濱主幹

災害時要介護者の避難誘導體制の進捗状況ですが、こちらにつきましては、個別支援プランの登録という作業を進めておまして、現在9,000名の方を登録しております。若干支援者が決まっていない方もいらっしゃいますので、それについては、現在、担当が個別に訪問して支援者を決めるという作業を続けているところでございます。

避難誘導體制につきましても、先ほど話しましたとおり町会等の訓練の中で、私どもから要介護者の方にも働きかけて積極的にこの訓練に参加していただくような形をとりまして、これも地域の方と避難体制を確認して、避難支援方策の検証などを行っていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

今の一連の流れとして、まず災害が起きたら知らせる、自主避難する、要介護者などの方々の支援をするという形で、その後に各避難所との連絡に防災無線を使用するという流れだと思います。ぜひここをきちんと一つずつ整備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎給食の内容、質について

次に、新共同調理場の新築に当たって、給食の内容、質について何点か伺いたいと思います。

私には小学生の子供がいますので小学校に出入りすることが多いのですが、子供たちの給食への反応としましては、

あまりおいしくないという話も多く聞くのですけれども、新共同調理場の新築に当たってメニューが拡大されて多くなるという形の答弁もありましたので、拡大するメニューとして具体的にどういうものがあるのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）学校給食課長

このたびの新共同調理場におきましては、新たな調理器具の導入を予定してございます。主なものにつきましては、大量に焼き物や蒸し物の調理が可能となるスチームコンベクションオーブンの導入を予定してございます。この機器の導入によりまして、今までは食材パックごとにボイルして提供することしかできなかった、例えばチキンの照り焼やシューマイといったメニューにつきまして、焼き調理や蒸し調理といったものをきちんと施した上で提供できるようになります。このことによりまして、味の向上が図られるというふうに考えてございます。

また、これまで一切提供することが難しかった焼き魚、きちんと焼いたグラタンといったものにつきましては、それぞれ焼いて調理することが可能となりますので、品質や味といったものをより向上させて豊富なメニューの提供を図るように努力してまいりたいと考えております。決して宝の持ち腐れにならないように、調理機器を活用してまいりたいと考えております。

○酒井委員

子供たちにとって給食というのは結構楽しみにしているものなので、宝の持ち腐れにならないようにしていただきたいと思います。また、焼き魚という話もありましたので、こういう調理ができるということは、例えば小樽産の魚をより多く使えるということにも結びつくと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○（教育）学校給食課長

なにぶん給食のロット数というのは非常に多く確保しなければなりません。ある決まった期間に、一度に大量に確保する必要があるため、今、関係機関と協議を進めているところですが、小樽にはたくさんの魚の資源がございますので、そういったものをなるべく活用していけるように努めてまいりたいと考えています。

○酒井委員

地元のものを使っただけということ、市内の業者にも経済効果があると考えられるのですけれども、具体的に何か連携をしていくというような今後の新たな動きがあったらお示しいただけますか。

○（教育）学校給食課長

関係部局などに紹介をしていただいたり、これまで資材を調達している指名業者などの紹介もありまして、例えばホッケですが、一定のサイズの切り身を一定量、ある程度骨とりの加工などを施した上で可能かどうかということでお話はこれまでも伺っておりまして、何とかなるのではないかとこのところまでは来ております。

○酒井委員

◎給食食材の放射能検査について

私の最後の質問になりますが、給食の放射能検査については、この6月からということで、先ほど川畑委員からも質問がありました。札幌市では12月から行われていたということなので、小樽市では半年遅れで始まったのですけれども、何か必要性というものがあつたから半年遅れでも始まったと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（教育）学校給食課長

小樽市の給食食材の放射能物質検査についてですけれども、これまでは国の放射能物質の対象地域でございます1都16県産の食材につきましては、それぞれの産地で出荷前に検査をしているということで、市場に流通しているものは安全であるという認識でやっておりました。また、これらの地域の食材を使う際には必ず各都県のホームページで公表されている検査結果なども確認した上で安全確認をしていたところでございます。

しかしながら、4月に厚生労働省の放射性物質新基準値が新たに示されたことから、食材を使用する前に迅速な

検査をするところがあるのではないかとといったものの可能性につきましては、いろいろと検討をしていたところでございます。

また、この間、多くの保護者からより安全・安心を求める声の高まりもございましたので、そういった声を受けまして、いろいろな機関とこれまで協議等々を重ねていたところですが、その結果、何とか迅速に検査を行って、その結果を知らせていただいた上で、給食の食材として使用する是非を検討する時間もとれるような検査方法をとれることが判明しましたので、やっこの6月より検査を実施することとなっております。

また、秋には先ほど説明させていただいたとおり、保健所の機器を活用させていただいた上で、より細かい検査などを進めてまいる予定でございます。ちなみに、札幌市からは若干遅れておりますが、食材の使用前に検査をするという取組につきましては、北海道で2番目ということですので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○酒井委員

北海道で2番目ということで、よく理解をいたしました。ただ、もう少し早くやっていただきたかったということもありますので、今後またいろいろと問題が出てきたときには迅速に動いていただきたいと思っております。

○濱本委員

◎新市立病院に対しての要望書について

本日、新市立病院の建設に関して要望書が提出されたという話を聞いたのですが、どのような団体からどのような内容だったのかお聞かせいただきたいと思っております。

○経営管理部長

今の件でございますが、本日の朝9時に市長応接室において要望書をいただきました。提出された団体としては、小樽建設事業協会、小樽管設備工業協会、小樽電設会の連名でいただいております。

その内容は、3回目の入札の入札方式について、本体、設備、電気を含め、地元企業体中心の方式で公告されるように配慮をお願いしたいということ。それと設計価格について今見直しをしているようですが、それについての精査をしっかりとしてほしいという内容でございます。

そのほかに、小樽建材商社懇話会、小樽鋼製建具・硝子懇話会、小樽地区生コンクリート協同組合、小樽碎石協同組合から、受注した業者が地元の品物を使うように申し入れてほしい、おおよそそういうような内容の要望をいただきました。

○濱本委員

今の要望書を提出された団体は、かつて議会で採択した陳情を提出した団体が、いま一度3回目の入札に向けて要望書を出したという理解でよろしいですね。

○経営管理部長

そのように受け止めております。

○濱本委員

実際問題として、この要望書の中身の検討というのは、答弁にありましたように、新市立病院建設検討委員会の中の発注検討部会若しくは設計検証部会の中でどのように判断されるのかということになると思うのですが、それでよろしいですか。

○経営管理部長

前段に申しました3団体の内容につきましては、今、濱本委員のおっしゃるとおりだと思います。そのほかの地元発注につきましては、これまでも要望という形で私どもも入札公告の際に話をしていますが、そういうことは引き続きやっていきたいと思っております。

○濱本委員

それで、1 回目と 2 回目の発注の方法に若干の変更があって、発注検討部会でこれからの 3 回目の発注に関して検討されていると思いますが、どのぐらい進捗しているのか、それからどの時期までに最終的な結論を出すのか、その辺についてはいかがですか。

○経営管理部長

まず、発注検証部会は 1 度会合を持ちまして、これまでどのような方式で 1 回目、2 回目の入札をしてきたか、それと選ぶべき選択肢がどうあって、それぞれにメリット・デメリットと申しますか、2 回目から変えるためにはこういう問題点なり課題があるということをお話し合っているところでございます。

あと、それぞれのやり方を変える、変えないにしても、そこに受ける契約の技術的な問題というものを話し合っ
て作業を進めているところでございます。

時期については、なるべく早くしたいと思いますが、今月中には一定の方向が出せればとは思っております。

○濱本委員

この間、市立病院調査特別委員会では、コストのことは当然大事なことであり、地元経済への波及効果ということも言っていました。そこら辺の折り合いをつけて適正に執行されるような発注の方法をぜひお願いしたいと、3 度目は勘弁してもらいたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

◎奥沢水源地について

次に、奥沢水源地について伺いたいと思います。

一般質問でも述べましたが、小樽にとっては大事な歴史的遺産であると。残念ながら堤体が V 字にカットされた姿というのは、ちょっと無惨な姿で残念だというふうに思います。昔、ダムサイトに草がぼうぼうで汚い時期があったのですが、この何年間かは手入れもされて、これが本当のダムサイトの姿なのだと見えるような形で、ある意味もう一回ほれ直したみたいなのところがあるのです。それがああいう形で V 字にカットされると、何か寂しいのですけれども、ダムサイトはいたし方ないにしても、緩速ろ過方式の浄水場も今は停止状態なのです。浄水場については、復活等の再稼働等も踏まえて検討していきたいという御答弁もいただいたのですが、そこら辺についてはいつごろ結論を出すのか、また、例えば再稼働に関しては、どういう課題があるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）整備推進課長

奥沢浄水場は、大正 3 年に完成いたしました創設水道施設であります。奥沢ダムを水源として創設当時から緩速ろ過方式で約 100 年間、水道施設として創設当時のまま同じ方法で水道水をつくり続けてきた施設であります。

奥沢浄水場は、水源としての奥沢ダムを失ったので、現在、休止中ではありますが、再稼働に向けた技術的な課題につきましては、奥沢浄水場が採用しております緩速ろ過方式は砂の層に取水した水をゆっくり通すことによって、微生物の力できれいな水にするという方式でございますので、雨天時の急激な濁水の処理が弱点となっております。今まではダムによる沈砂池の役割によって、そういう濁水についてはある程度処理してきましたけれども、今後、直接河川から取水するということになりますと、この雨天時の濁水処理の方法についての検討が必要になると考えております。そのほかにも技術的な課題が多いのですが、今後、奥沢浄水場を再稼働するために技術的な課題を検討してまいりたいと考えております。

○委員長

結論についてはいかがですか。

○（水道）整備推進課長

時期につきましては、課題の検討に時間を要するためにもう少しお時間をいただきたいとともに、本年予定しております有識者、町会関係者などから成る検討委員会、そのほかに市民の皆様からのお声を聞きながら奥沢浄水場

の稼働については判断していきたいとそういうふうに思っております。

○濱本委員

ダム本体も緑に囲まれて水面がとてもきれいでいい景色だったのですが、浄水場も人工物の池があって、周りをずっと緑の森に囲まれていて、あそこに水がたまっている景色もめったに見ない景色なので、私は結構価値があるのだろうというふうに思っていますので、解決する課題はあるのでしょうかけれども、ぜひとも再稼働に向けて御尽力をお願いしたいというふうに思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 2 時 57 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

昨日の本会議で一般質問をさせていただきましたが、御答弁いただいた中で確認させていただきたいことが何点かございますので、それから始めさせていただきます。

◎空き家対策について

まず、空き家対策の件です。

空き家等の適正管理に関する条例の制定を早く行ってほしいということで、再度お聞きしましたら、モデル条例を検討し、他都市の状況を見てからという御答弁でしたが、条例の中身は別として、条例を制定する方向で進んでいると解釈していいのかお聞きします。

○（総務）企画政策室薄井主幹

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、現在、後志の廃屋・空き家対策検討会に参画してございまして、その中でモデル条例の研究も含めた空き家対策の検討が行われております。本市においても、この検討会と並行しながら、空き家対策や条例制定の必要性といったものの検討を進めているという現状でございます。

○松田委員

検討するということですが、もし今後、条例を策定するとしたら、どのくらいをめどに条例ができるのかという見通しはありますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

後志の廃屋・空き家対策検討会では、今年度中にモデル条例案を検討するということになっておりますので、同じように今年度中をめどに、そういう状況を見ながら判断してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

よろしく申し上げます。

それで、管理不良家屋が50軒、倒壊の危険性があると判断している家屋が36軒ということですが、これらのうち所有者が判明しているものと判明していないものがそれぞれどのくらいあるのか、内訳をお示しいただきたいと思っております。

○(消防) 予防課長

消防本部で把握している倒壊危険度の空き家で、所有者又は関係者が不明な空き家は 7 軒ございます。

○松田委員

倒壊の危険性があると判断している建物のうち、近隣に被害を及ぼすおそれがあるものはないのでしょうか。

○(消防) 予防課長

倒壊危険という意味では、すべての対象が倒壊危険ですから、仮に倒壊した場合、何らかの被害があるかもしれませんが、棟続きで隣家と接している被害の及ぶ可能性があるものについては、5 軒となっております。

○松田委員

廃屋・空き家対策検討会のセミナーの議事録を読みますと、相続放棄をしたとしても管理責任を求めることはできるといふように載っていました。一般的に相続放棄をすると責任もなくなると思っている方が多いと思いますし、私もそのように思っていたのですけれども、この点については御存じだったのでしょうか。

○(建設) まちづくり推進課長

セミナーで説明のありました相続放棄と管理責任についてですが、これは民法で規定されております。民法第940条で相続の放棄をした者による管理という部分があり、相続の放棄をした者であっても次の相続人が相続財産の管理を始めるときまでその財産の管理を継続しなければならないという規定がございますので、仮に相続放棄していた場合でも管理の責任については継続するというところでございます。

○松田委員

近隣に倒壊したときに被害を及ぼしそうな建物で所有者が不明な場合には、囲いを施すというような対策を考えているのでしょうか。事故が起きてからでは遅いと思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○(建設) 建築指導課長

危険家屋の対応についてですけれども、市民からの情報やパトロールなどにより危険な空き家を把握したときには、建物の所有者を調査しまして、その関係者へ口頭で指導したり、文書で指導したりということを行っております。ただ、今言われたように、危険な建物が切迫している場合の対応につきましては、周辺にバリケードを張ったりですとか、立て看板を設置したりといったことで緊急回避を行っているところでございます。

○松田委員

昨日も話しましたがけれども、空き家対策は、とにかく早急に一日も早く何らかの条例化なり、対策をとっていただきたいと切に願います次第ですので、よろしく願いいたします。

◎生活保護世帯への訪問と就労支援について

次に、生活保護の質問に関連して確認したいことがあります。昨日の御答弁ではケースワーカーの担当標準からすると、現段階では5名不足ということでしたが、この不足分についての対策は考えているのでしょうか。

1人2人の不足であるならその分をならしてみんなに対応することも可能かと思えますけれども、通常は48名いなければならないところで5名不足となると、配置基準の1割以上も不足していることになるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○(福祉) 生活支援第2課長

不足分についての対策という御質問ですが、現状としては確かに5名不足ということで、業務として苦慮しているところはございます。対策としては、少しでもケースワーカーの負担を減らすために、例えば年金調査員などの嘱託員を雇用することによって、ケースワーカーの業務を減らすことを心がけているのと、もう一つは高齢者やグループホームなど生活変動が比較的少ない世帯を特別担当として、この担当については140件ぐらいになるのですが、業務量としてはそんなに大きなものにはならないということで、担当を持たせまして、ほかのケースワーカーについては80件を切るようにという配置にするようにして対策をしているところでございます。

○松田委員

年金調査員の担当など、嘱託員にお願いしている部分もあるという御答弁でしたが、例えば調査に行くというような場合など、職員でなければできないような業務もその方々にお願いしているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

例えば年金調査であれば、本来はケースワーカーが年金担当部署に行って個人の年金内容を調査するのですが、こういった部分に特化した嘱託員を雇っています。これは年金調査員や就労指導員の就労指導もそうですし、そのほかに自立支援員といいまして、特に問題を抱えている部分についてはその方が訪問して、それをみなし訪問ということで、ケースワーカーの訪問に変える形で実績として上げることが可能ですので、そういう形でケースワーカーの負担を減らしているところでございます。

○松田委員

もう一点、確認したいことがあります。御答弁では訪問頻度の区分は 5 区分あるということでしたけれども、この区分はどのような基準で分けているのか確認できませんでしたので、その点についてもお願いいたします。

○（福祉）生活支援第 2 課長

1 か月に 1 回以上、2 か月に 1 回以上、4 か月に 1 回以上、6 か月に 1 回以上、四、五か月に 1 回以上の五つに分かれていまして、これをそれぞれ A ケース、B ケース、C ケース、D ケース、E ケースというふうに格付しております。この基準については、その世帯が抱える問題点と、それに基づきケースワーカーが助言・指導をどの程度必要とするかということで区分しております。例を挙げますと、就労していなくて、就労することについて何の問題もない世帯などは、A ケースとして月に 1 回以上の訪問をして指導するようにという指導をしております。就労はしているけれども、収入が 1 万円、2 万円しかなくて、もっと増収や転職が必要という場合については B ケースです。次に、就労していて本人の能力を生かすだけの収入が得られている場合や、もともと就労できないという判断が下されているような世帯については C ケースです。そのほかに高齢世帯でもう就労する年齢ではない世帯については、生活の変動が少ないので、居宅で暮らしている方については D ケースということで半年に一遍、長期入院とか施設入所している方については、生活実態を施設でも把握できるという部分もございまして、E ケースという扱いにしているところでございます。

○松田委員

保護世帯の方は、自分が A、B、C、D のどの区分で訪問を受けるのかということについて承知しているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

特に生活保護を受けている世帯にそのような説明はしておりません。といいますのは、世帯の状況によって区分は随時変わりますので、そこについての説明はしていないところでございます。

○松田委員

今の答弁のように、御本人に知らされていないがゆえに、訪問が来たことがないという苦情につながっているのではないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

委員がどのような形での苦情を受けたかについては詳しくわかりませんが、訪問が来ないということについては、こちらにも苦情が来ることがございます。一番大きな例としては、年度が変わりで担当が変わったにもかかわらず訪問に来ないというのが多いのです。ところが実際問題として、担当が変わりますと、最初の 1 か月ぐらいは内部的な引継ぎなどに追われますので、外勤に出るのは翌月ぐらいいからが中心になります。そして、この格付等もありますので、1 か月、2 か月で全世界帯を回することはできませんので、その場合にまだ来ないというような苦情が来ることが多いのかと思いますが、これを改善するというのはなかなか難しい部分があるというふうに考えております。

○松田委員

この訪問の件ですけれども、訪問は事前に行くという通知をしてから行くのか、それとも抜き打ち的に行くのか、また、訪問して不在だった場合は、訪問したとみなすのかどうか、そういった面についてもお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 2 課長

基本的に訪問は抜き打ちで行います。抜き打ちで行かないと生活実態がわからない部分がありますので、基本は抜き打ちで行きますが、不在があまりにも続く場合や就労していて時間を特定しないと会うことができないような世帯につきましては、事前に連絡の上で日にちを決めて訪問することもございます。ですから、ケース・バイ・ケースということになるかと思えます。

あと、不在の場合は訪問したことになるかということですが、訪問数としては実績として上げます。ただ、本来的な業務としては生活実態を把握することですので、不在が続くと実態把握ができませんので、それは訪問数が満たされていたとしても、さらなる訪問あるいは来庁によって生活実態を把握するよとといった形に努めているところでございます。

○松田委員

次に、保護決定の可否が遅延した件数が平成22年度は22件、23年度は26件というふうに御答弁いただきましたが、これは土日・祝日も含んでの日数で2週間というのは聞いております。遅延した日数で最高どのぐらい遅延したケースがあるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

これはやはり特殊な例になりますけれども、平成22年度については38日、23年度については32日というのが最長になっております。

○松田委員

それはどういった理由によるものでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

まず、平成22年度につきましては、保護申請が母子家庭だったのですが、実際には男性と一緒に住んでいるのではないかという疑義がありまして、その世帯の実態を把握するのに日数を要したというものです。23年度につきましては、生活保護では他法他施策が優先するので、その法を適用できるのではないかという判断を下すまでに日数がかかったということで、この2件はあくまでも特異な例であることを申し添えます。

○松田委員

こういったように遅延になった場合でも、申請日から生活保護は開始になるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

基本的に決定になった場合には、申請日にさかのぼってということになりますが、例えば考え方として、生活保護を本当に必要になったと判断したというのが申請日でない場合というのも、ごくまれにございます。そういった場合については、保護が必要になった日ということで、申請日以後に開始決定することも、ごくまれにですけれどもございます。

○松田委員

次に、就労支援の件でお聞きいたします。

まず、保護世帯の区分を最初にお聞かせいただきたいと思えます。また、その中で就労可能なのに長期失業などでやむなく保護になったケースはどのくらいあるのか、就労可能人数もお示しいただきたいと思えます。

○（福祉）生活支援第 1 課長

保護世帯の区分につきましては、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯の五つに分けております。

また、就労可能なのに長期の失業などでやむなく生活保護を受けたけれども、就労可能な人数はどのぐらいかということですが、この人数につきましては把握しておりません。

○松田委員

先ほどの御答弁では、ケースワーカーとは別枠で就労支援の担当の嘱託員がいるということでしたが、その就労可能な人に対してどのような支援体制を行っているのか、その点についても示していただきたいと思えます。

○（福祉）生活支援第1課長

就労支援の関係ですけれども、現在、就業指導員として嘱託員を2名配置しております。この就業指導員を中心に、生活保護を受けている御本人の学歴や資格をお聞きして、その方に合った求人の紹介や面接に際しての面接方法や履歴書の書き方というような相談指導をしているところでございます。

○松田委員

就労支援によって就労できた方はどのくらいいるのですか。平成22年度、23年度の実績をお示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

就労支援によって就労を得た方ですけれども、平成22年度につきましては129名、23年度につきましては139名が就労になっております。

○松田委員

就労できた方がいるということですが、就労できたことによって生活保護廃止になったケースはありますか。

○（福祉）生活支援第1課長

就労したことによって生活保護廃止になった件数でございますけれども、平成22年度につきましては23世帯でございます。また、23年度につきましては、11世帯が就労による廃止となっております。

○松田委員

今、就労支援によって就職できて生活保護廃止になったケースもあるということですので、今後ともよろしくお願いいたします。

◎成年後見制度について

次に、成年後見制度についてお聞きしたいと思います。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を支えるものということで、小樽では小樽市社会福祉協議会が開設した小樽・北しりべし成年後見センターがその対応を行っている聞いております。その相談件数が年々増加していることから、平成24年度から財政支援を行ったということで、先ほど申しましたとおり主体は社会福祉協議会ですけれども、詳細は別としても、ある程度は市でも把握しているというふうに思いますので、現在の相談体制についてお聞かせいただきたいと思えます。

○（福祉）地域福祉課長

小樽・北しりべし成年後見センターの現在の相談体制についてでございますけれども、まず常勤の所長が1名、社会福祉士の資格を持つ職員が3名、それから嘱託の相談員が1名の計5名となっております。

○松田委員

では、1日当たりの相談員1人当たりの相談件数はどのぐらいありますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成23年度の実績で申し上げますと、相談件数が年間420件で営業日数が244日ございますので、1日当たり約1.7件になります。それから、相談員1人当たりの相談件数ですけれども、23年度は非常勤の所長1名、社会福祉士の資格を持つ職員2名の計3名で、人工で言いますと2.6人工になりますので、先ほどの1.7件を2.6人工で割りますと、1日1人当たり0.7件となります。

○松田委員

担当職員の増員で財政支援を図ったということなのですが、予算書を見ますと、その支援額がわかりません。どの程度の支援額になりますか。

○（福祉）地域福祉課長

人員の増、それから体制の強化も含めてですけれども、平成24年度予算で申し上げますと約800万円の増加になっております。この額については北後志6市町村で負担し合うことになっておりまして、小樽市の負担額としましては約700万円となっております。

○松田委員

成年後見制度というのは、本当に相談する方もいろいろと逼迫した問題を抱えていると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○秋元委員

◎使用料・手数料の改定の見直しについて

初めに、今回、代表質問で財政健全化計画の見直しについて伺った中で、使用料・手数料の改定をするに当たり見直しを行うということですが、改定に当たって何を基にどのような見直しを行う予定なのか、お聞かせください。

○（財政）柴田主幹

使用料・手数料の改定につきましては、財政健全化対策として平成17年度に全面的な見直しを行ったところであります。以後、4年ごとに改定を行うことを定めておりまして、21年度に1度見直しを行いました。4年後となる25年度当初での改定を目指しまして、現在、作業を進めているところでございます。

改定の考え方につきましては、今後検討していくこととなりますけれども、前回の21年度の改定では3点を基本として改定しております。一つは、原則として人口10万人以上の道内主要都市の平均に近づけるということが一つです。もう一つは、施設使用料について中学生以下は無料、高校生、市内在住の70歳以上の高齢者については一般の半額とするといった料金区分は17年度の改定で行いましたけれども、それは変更しないということ。もう一つは、冷暖房に係る実費相当分については原則として全額を使用料として回収する、この三つを基本としておりました。今回の改定におきましても、これを基本として検討していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

そこで、三つの基本的な考え方ということで、最初に人口10万人程度のほかの市と比較するという御答弁をいただきましたけれども、いろいろなところで他市との比較というのはされてきていると思うのですが、例えば同じような人口であっても、社会情勢によって、例えば小樽市の抱える問題と、ほかの市が抱える問題というのは必ずしも同じではないのだろうというふうに思うのです。そこで、例えば北海道が出している基本的な考え方として、使用料・手数料の改定方針ということで、コストに応じた対価の徴収原則を徹底することを原則として行っているのですけれども、コストに応じた対価の徴収原則について、今後、使用料・手数料の改定に当たって考えていくということを小樽市では見込めないのでしょうか。

○（財政）柴田主幹

施設等の使用料につきましては、基本的にフルコストといえますか、施設の運営に係るコストをすべて見た上で、それを使用者が負担するということが、本来であれば基本だというふうには考えております。ただ、現状では小樽市内の施設についてそういったコスト計算ができていない現状にはございません。その中で、現在は道内他都市の同様の施設を参考として使用料を定めているのですが、今後については、そういったフルコストの費用を徴収するといった考え方も検討していく必要はあるというふうには考えております。

○秋元委員

4年に1度見直していくということですが、4年に1度というのは、何か根拠があるのでしょうか。

○（財政）柴田主幹

平成17年度に全面的な改定を行いました。その前は20年ほど、改定についての手続が全くされていないという状況にありまして、考え方によりますけれども、施設によっては、全道平均をとったときに大きな乖離が出てきたということがございますので、適正な使用料が回収できるように、適当な間隔をあけて見直していくということにしたものであります。

○秋元委員

個別の話になりますけれども、小樽市花穂駐車場の料金の改定基準と経緯についてお聞かせいただけますか。

○（財政）柴田主幹

花穂駐車場についてのお尋ねでございますが、花穂駐車場の使用料につきましては、条例規則で一月ごとの使用料が設定されております。道内主要都市に類似の施設がないという施設になっておりますので、この駐車場の使用料につきましては、平成21年度の見直しでは、近隣の民間駐車場の料金を参考に設定したということになっております。

○秋元委員

私もいろいろと調べますと、多く市営駐車場が近隣の料金とも比較しながら決めているというふうに思いますが、私がいただいた話の中では、あの辺の商店街として妙見小公園通り商店会というのがあります。花穂駐車場はちょうど真ん中に位置するところなのですけれども、この商店会としてもシャッターを閉める店が増えて、非常に経営が厳しい中で21年度の改定になり、実際に今は月額1万円ということになります。いろいろと話を聞きますと、仕組みと申しますか、複雑な問題がありまして、実は駐車場を借りる一般の方も商店会に一応加盟していただくという規則があるらしくて、一般の駐車場と料金を同じにしたことによって、一般の駐車場は非常に管理が行き届いているということもあり、そちらに移っていくという話があって、非常に厳しい状況だということです。もう一つは管理の問題ですが、いろいろと話を聞きますと、例えば条例では減免などはうたわれておりますけれども、市営駐車場料金の減免にかかわる条件にはどのようなものがあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

減免の関係のお尋ねですけれども、小樽市駐車場条例の施行規則に減免の部分がございまして、第9条になりますが、道路交通法上に規定する緊急的な自動車が駐車する場合や、駐車場付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫とか防災など緊急的な場合ですとか、その他緊急を要する公務を行う場合というのがあります。三つ目として、市長が公益上必要があると認める場合の三つが減免の対象ということで示されております。

○秋元委員

今の御答弁を聞きますと、今みたいなケースは減免の対象にならないということだと思っておりますけれども、使用料・手数料の改定に当たっては、他市との状況も含め考えていくということですが、実際に小樽市が抱える問題の一つとして、やはり中心部の商店街の衰退も非常に著しいのではないかとこのように思うのです。この商店街の方々は、使用料金については決まったことだからしっかり払いますと。ただ、維持・管理についてはどういうふうを考えているのかというお話があったのですけれども、市営駐車場の維持・管理について何か規則というようなものはありますか。

○（建設）庶務課長

維持・管理につきましては、建設部でやっておりますけれども、当初、申込みの際に注意事項ということで、日常の清掃とか除雪につきましては、契約者のほうでお願いしますということで、それを了解の上でやっていただいているという経過がございます。

○秋元委員

1か月に1万円ということですが、花穂駐車場は、現在、何台くらいが契約されていて、どれくらい使用料をいただいているのですか。

○（建設）庶務課長

台数についてですが、現在、花穂駐車場の中ということで31区画ございまして、今は全部埋まっている状態になっておりますので、月額にしますと31掛ける1万円となります。

○秋元委員

1か月に31万円の使用料をいただいているということですが、この使用料は、維持・管理をするためには使われていないのでしょうか。

○（建設）庶務課長

維持・管理のために、例えば日常のパトロールですとか、申込みの手続的な部分やいろいろな看板などがございまして、そのような維持・管理ということに使っております。

○秋元委員

今、年間どのくらいが維持管理費に使われているかというのは、わかりますか。

○（建設）庶務課長

申しわけございませんが、今は、押さえておりません。

○秋元委員

私も見てきたのですが、実際に管理ができていないかといいますと、非常に厳しい状況だと思います。先ほどは、パトロールなどもされているというお話でしたが、まず看板の字がほとんど残っていない状況でありました。もう一つは、たぶん除雪のときにぶつけたのか、大きく傾いているような状況がありました。利用されている方は、もちろん自分たちの商売で使う車もそうですが、当然、客の車もとめられるようにということで借りているのですが、そういう現状を見て、本当に管理されているのかということに疑問を持たれております。

もう一つは、やはり除雪の問題でして、1か月に1万円も取っていて、民間の駐車場では除雪も入れているところもあるのに、市では同じ料金を取っているのに除雪もしてくれないのかというお話もあるのですが、その辺の考え方というのはどのように思いますか。

○（建設）庶務課長

まず、看板についての御指摘ですが、私どももパトロールの中で看板が傾いているのは承知しておりまして、平成24年度で予算計上されておりますので、夏の間看板の斜めになっている部分や文字をはっきりさせるということも、今は考えております。

それから、1万円の設定のお話でございますけれども、前回料金を設定したときにも、200メートル範囲内に民間の駐車場の例えば除雪が入っているかどうか、それから舗装されているかどうかですとか、あと地理的な条件もいろいろと違いますので、その辺を勘案いたしまして、最終的に除雪が入らないという前提で1万円という設定にさせていただいたところでございます。

○秋元委員

今後は状況を見ながら、先ほどの答弁では、減免するような状況は当てはまらないということですし、その商店街の人たちも、何か安くしてくれということではなくて、しっかりと管理をしてくださいということですので、まずは日常のパトロールをしっかりとさせていただいて、長期にわたって放置されているようなものもたくさんありましたので、そこもしっかりと管理していただきたいと思いますので、この辺をよろしく願います。

◎事務事業評価について

次の質問に移りますが、代表質問では事務事業評価についても伺いました。

まず、平成12年度、14年度、18年度で事務事業評価が行われたという中で、拡大、縮小また廃止という判断をされた事業があるということを伺いましたので、その事業名とその結果に至ったその理由、また財政効果についてどのように押さえているか、お聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まず、平成12年度の実施の状況でございますけれども、拡大と廃止という中で答弁をさせていただきますが、拡大の2事業につきましては、介護予防に係る機能訓練事業、それから町会活動への支援になってございます。それから、廃止の7事業につきましては、消費生活モニター運営事業、コンポストへの助成、いか電ネットの支援、商店街のハザードの支援部分、全日本都市観光連盟負担金、北海道雇用開発協会負担金、女性就業相談、この7事業が廃止という結果になってございます。

その判断といたしましては、財政的な視点も当然でございますけれども、その時点における効果、必要性といったところから判断をさせていただいたというところでございます。主に廃止という部分になりますが、この当時の財政効果額としては約580万円というふうな押さえをしております。

次に、14年度でございますが、拡大の3事業につきましては、情報化推進事業、図書館資料整備事業、消費者相談業務事業、この3事業になってございます。

それから、廃止は12事業あり、少し件数が多くございますので主な3点を申し上げますが、工場などをつくる場合の福利厚生施設の助成金、新産業創出支援事業の補助金、ゼオライト研究開発支援事業費補助金、こういった事業が廃止になってございます。14年度のときには有効性や効率性、妥当性といったものを点数化いたしまして、これを基に判断をしているという状況でございます。なお、この廃止に係る財政効果額については、申しわけございませんが詳細は把握できておりません。

○秋元委員

今、廃止、拡大のお話をいただきまして、本会議でも伺ったのですけれども、廃止や拡大について点数化したという答弁がございましたが、すべてを点数化して判断されたのか、どなたがどのように判断されたのか、お知らせいただけますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

例えば平成12年度、14年度で比較しますと、12年度においては点数化といった手法は用いてございません。14年度は点数化をしているという中で、最初の段階におきましては、評価の調書がございますので、この中におきまして各担当部局で自己評価をしていくという形になってございます。その後、例えば平成12年度におきましては、市長をトップとする事務事業の評価委員会というものを設けてございますので、そういう中で最終的にその事業を点数化していったという経緯でございます。

○秋元委員

平成12年度、14年度、18年度で行われたということですが、少し疑問に思ったのは、今回、先進市を視察させていただいたという話もしましたが、どこの市も継続して続けてきている状況なのです。単年度の実施で終わっているような状況があったのですが、なぜ継続してこなかったのかというのが率直な疑問だったので、その辺はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

それぞれ例えば平成12年度は事務事業評価という形、14年度は事務事業評価の後に施策評価、18年度はさらにその政策評価という形で、それぞれボリュームを上げながらやっていったという状況があるのですが、まず一つには客観的な指標としての評価指標をどういうふうを設定するのかというあたりが非常に困難であったということがあります。

それから、事務事業、施策、政策ということで、業務量のボリュームが非常にあったということで、それを毎年

度うまく回していけるというつくりにはできなかったというあたりが単年度で切れてしまっているというような理由かと感じています。

○秋元委員

事業数については、本会議でも伺いましたけれども、非常に最初から膨大な事業の評価をしてこられたと思いますが、鎌倉市ですと30事業ぐらいしかやっていないのです。お話を聞きましたら、しっかりとした制度が定着するまでは、抽出した事業の中で市民の皆さんにも事業の内容について判断していただくということだったので、最初から40を超える事業数だと、事務的にも非常に大変だったのだらうと思います。その中で、平成18年度の評価結果をまとめていなかったということですが、この結果については、市全体ではまとめていないけれども、例えば各課で押さえてまとめているということなのか、それとも結果については全くまとめていないものだったのか、この辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

委員のお話のとおり、平成18年度は結果を取りまとめるという形にはなっていないので、特段それを活用したということにもなっておりませんが、事務事業、施策、政策という評価をする中で、それぞれの評価調書をつくっております。少なくとも自己評価はやっている部分がございますので、各担当部局において、ある程度のコストも含めた意識、評価という認識はされているとは考えておりますけれども、12年度や14年度のように拡大を何事業、廃止が何事業という形での取りまとめはしてございません。

○秋元委員

もったいないというか、せっかく3回もやったので、いろいろな情報や課題が蓄積されているとは思っていたのですけれども、単年度で行ってきたということはわかりました。

それで、3回を通じて事業数が増減しておりますけれども、事業数というのは、ただ単に市で行っている事業数の増減だったのか、それとも何か理由があって判断する事業数が増減したのかという部分についてはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

単純に申し上げますと、事業数が違うという話になるのですが、平成12年度には11年度に実施した事業を対象にしております。それから、14年度は13年度から15年度に実施あるいは実施予定の事業、それから18年度は16年度から18年度に実施あるいは実施予定の事業でございます。単純に対象とする年度が違うというようなことでございます。

○秋元委員

これまででは内部評価のみで行ってきたということですが、ほかの市に行ってお話を聞くと、やはり職員が、自分たちがいいと思って実施している事業を自分たちで廃止できるかということについて、非常に疑問に思うという話がありました。私も実際に逆の立場であれば、自分がいいと思ってやっていることについて、自分でだめだという判断ができるかというふうにと考えると、これまででは内部評価のみでしたけれども、今後行うに当たっては、例えば鎌倉市でしたら構想日本などに委託をしておりますし、2回目からは民間の有識者の方をお願いして、評価人や判定人、また市民の方を募集して一緒に判定してもらおうということもやっていたので、今後、事務事業評価を行っていく上では、当然外部評価も入れていくという考えでいいのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、委員がお話のとおり、評価の客観性や正確性、あるいは行政の透明性の向上といったことで外部評価の導入が進んでいる自治体もあるというふう聞いております。ただ、今考えてございますのは、これまでかなりのボリュームの中で作業を進めてきて、なかなかうまくいかなかったという現状もある中で、まず当面はできる範囲の中で少しずつやっという。そういう中で、例えば外部評価を検討するというのも、また、そういうことの検

討を進める中で考えていきたいというふうには思っています。

○秋元委員

そこで、非常にすごいと思ったのが、フルコスト計算書を作成して市民に見ていただいて判断してもらっているという大野城市でありまして、最初は職員からも何でこのようなことするのかというお話があり、2年間をかけてなぜフルコスト計算書を作成して事務事業評価を行っていくのかという講習会を行ったということです。このフルコスト計算書を市民に掲示して、市民が市民の目で判断するというので、例えば就業援助費の支給事務事業というのがありまして、非常に重要な事業だと思うのですが、実はこれが廃止になったのです。当然、このフルコスト計算書診断で廃止だからといって必ずしも廃止にはならないのですが、市民からも廃止という声があって、市の事業としても廃止したということで、非常に驚きました。ただ、その中身を見ますと、この事業自体で就業支援をする生徒数が全体の4割ぐらいということで非常に無駄だという話があって廃止になったそうですが、私たちでもなかなか踏み込めない部分もフルコスト診断書を作成して、目的や対象、手段、成果を明確にして、またそのような中で支出なども含めて記載されており、例えば職員の給料や手当も含まれておりますし、委託料や使用料及び貸借料などもすべて含まれています。市民もこれを見ながら判定するので、市が実施している事業がどういうものかというのが非常によくわかったというお話もあったそうです。こういう細かいところをいきなりというのは無理でしょうが、フルコスト計算書というのは非常にわかりやすく、私たちが見ても一目瞭然で、どういうお金の使われ方をしているのかがわかれば、限られた予算の中で効果的にサービスを行っていく上で非常に重要だと思うのですが、フルコスト計算書の導入に当たっての今後のお考えを伺いたいと思います。

○(総務)企画政策室長

実は平成18年度の事務事業、施策、政策評価の3段階で、その調書には、今、委員からお話のあった人件費も含めたような調書のつくりになってございまして、そういうものも含めてかなり膨大なシステムのような形でやって原部でいろいろと作業をしました。先ほど申しましたように、結局、18年度の成果を取りまとめていないというのは、かなりのボリュームがある作業なので、最初から欲張ってしまうと、そういうような状態で前の轍を踏んでしまうこともございますので、まずできる範囲から手をつけて、今、委員がおっしゃったようなフルコスト計算書など、市民の満足度の部分をつけ加えて、制度を運用するような形で考えていきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

まず、質問に先立ちまして、先般、私の代表質問で原発をめぐる再質問をいたしました。質問の趣旨が市長には十分に伝わらなかったのではないかと指摘がありまして、大変申しわけなく思っています。副市長からは、趣旨を踏まえて答弁をいただいておりますが、私も民主党という立場から、原発の再稼働などをめぐりまして、実は議員控室にも大変厳しい声や抗議の電話などもあり、そのようなことに思いをいたしながら再質問で少し踏み外した質問をして反省しているところであります。

市長が国の金融政策転換の時期に大変厳しい経験をされたといったことを踏まえまして、国のエネルギー政策の転換に当たってもいろいろと大きな課題があると、それを乗り越えていくという意味で、市長の経験、そしてまた最近では自治体の首長の判断が非常に大きく影響しているということで、私が勝手に脱原発を何とか発言してほしいという趣旨で質問をいたしまして、大変御迷惑をおかけしたいということで、おわびしておきたいと思っております。

◎再生エネルギーの問題について

再生エネルギーの問題に関してはいろいろと議論もありましたけれども、最近、再生エネルギー分野の民間の投資というのが非常に活発に行われておりまして、今定例会でも大変議論になっております。小樽市の取組としては、

既に長橋小学校の屋上に太陽光発電のパネルを設置しておりますが、今後、小樽市としてそういった施設や土地を利用するというので何かこういったものを計画しているのか、その点についてまず伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室長

小樽市みずから再生エネルギーに取り組みたいことは取り組みたいのですけれども、取り組むということになると、かなり膨大なお金がかかるということが考えられますので、現状としては小樽市みずからでそういう施設ということは全然考えてございません。

○林下委員

現在の銭函の風力発電や洋上発電の関係については、市長からのお話がありましたけれども、ほかに小樽市がこれから企業誘致をしたい、あるいは相談があるということはないのですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

風力以外の話ですけれども、今、全道的にも話になっていますメガソーラーなどの照会が来ています。ただ、小樽につきましては、広大な面積がないということで、他都市と比べてなかなか厳しいという考えがございます。こうした面もありますけれども、民間事業者などからお話がありましたときには、できる限りの協力をしたいという形で考えてまいりたいと考えております。

○林下委員

今、いろいろと調べましたら、ごみ焼却場には自家消費をするための設計だと思うのですけれども発電施設がありますし、朝里ダムにも小規模の水力発電施設があるということで、こういった施設の拡充といいますか、もちろん民間の投資なども含めて、そういうことの検討はできないでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

まず、朝里ダムの水力発電につきましては、あくまでも目的が発電のためのダムではないですから、水量の河川の維持用水としての放流のため、水道水のために放流すると。その水を利用して発電するというのでございますので、それにつきましては、基本的には道が管理してございますので、それについては提案として申し入れていきたいと思います。

あと、桃内の焼却場は現在でも発電を行って、余剰電力については売電していると聞いておりますので、その点につきましても、今後、検討できないかどうかは、伝えていきたいと考えております。

○林下委員

河川の場合は道の管理という問題もあるのでしょうかけれども、朝里ダムの上にもかなり大規模な砂防ダムがありまして、私は何十年も見ていないのですけれども、もう私が見た時点で既にかなり砂が堆積をしている状態で、砂防の役割はほとんど終えた状態になっていると思うのです。ただ水量はかなりありますので、あるものを活用するためには、もちろん道との協議などいろいろと難しい課題もあると思うのですが、小樽市内にある施設ですから、何とか活用して、もちろん民間の知識あるいは投資などを引き出していききっかけにはならないのかということをやずっと思っていたのです。朝里ダムも相当な量を放水しているのをずっと見ているので、そういうこともぜひ検討していただければというふうに思います。

また、広大な面積が確保できないということについては、小樽の独特のこの地形を考えれば確かにそうなのですが、例えば潮見台の浄水場の跡地などはかなり広大な面積があり、産業遺産にするべきだという市民の声もあるようですけれども、公園も隣接していますから結構広い面積があるのです。利用頻度といえば、今は犬の散歩ぐらいにしか使われていないので、そういうことを考えますと、そういう用地も小樽市にはあるので、そういうところの活用というのは検討できませんか。

○総務部長

再生可能エネルギーへの取組ということでの御質問ですけれども、全国的な取組の中で、やはり小樽市にとりま

しても、エネルギーの地産地消ができれば、それは理想だとは私も思いますけれども、そういった立地条件にはないということと、先ほど答弁いたしました、再生可能エネルギーに取り組むための初期投資といったものには膨大な費用がかかるということで、なかなか自治体としては取り組んでいくような状況にはないというふうに現在は判断しています。

ただ、国でエネルギーの買取り制度というのをたしか7月1日からやっていくことになっておりますけれども、そういった中で民間事業者が再生可能エネルギーに取り組む機会はこれから増えてくるのではないかというふうに思っていますので、そういった場合につきましては、市と民間事業者が協力して何とか小樽市で事業をやっていたきたいといった後押しをしていくような考え方でいるところでございます。

○林下委員

ぜひ、こういう分野は将来性もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎若竹小学校の閉校に関する予算計上とスクールバスとデマンドバスの運行について

次に、若竹小学校の閉校に関する予算が計上されておりますけれども、同時期に祝津小学校も閉校という新聞報道がなされていますが、今回、祝津小学校の閉校に関する予算が計上されなかった理由について伺いたいと思います。

○（教育）主幹

祝津小学校につきましては、本年4月23日に開催しました懇談会で、保護者や地域の方から平成25年4月の高島小学校との統合について御理解をいただいたところであります。

現在、祝津小学校では、保護者や地域の方を含め、閉校記念事業実行委員会の立ち上げに向けた準備を進めておりまして、事業計画や予算について検討しているところでございます。閉校記念事業実行委員会につきましては、7月中旬に設立されると聞いておりますので、実行委員会からの事業計画等を受けまして、祝津小学校につきましては、第3回定例会に補助金の予算計上をしたいと考えております。

○林下委員

若竹小学校も祝津小学校も、住民の皆さんの御理解をいただくというのは大変な御苦労があったと思うのですが、ここまでこぎ着けるまでに、地元からいろいろな要望や御意見がたくさん来ていると聞いているのですけれども、どのような内容の要望があり、どのような対応を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室上石主幹

昨年10月24日付けで、若竹小学校PTA、町会など地域の皆様から8項目から成る学校再編に伴う通学路の安全整備に関する要望が提出されております。その主な内容につきましては、若竹交差点横断歩道の信号機の時間延長、高速道路高架下及びその周辺の横断歩道及び信号機の設置、桜市営住宅反対側の歩道の新設及び信号機の設置、冬期間の通学路の除雪体制などです。

その要望に対しまして、今年度、桜小学校への通学路に歩道の新設を行うこと、横断歩道、信号機につきましては小樽市の判断では設置することができないことから、小樽警察署に対して要望をしていくこと。また、地域的な部分もあり、施設整備が難しいところがありますので、そういう中で児童の通学路の安全を確保するためにスクールバスの導入を検討していくこと。また、冬季の通学路の安全確保に努めることなどについて、これまで地域の皆様には昨年12月と本年3月に文書にて回答し、また地域の皆様の声を直接お聞きしたいということで、5月14日に若竹小学校において市の考え方を説明いたしました。

○林下委員

通学路安全対策については、父母や地域の皆さんからたくさんの御意見を受けたということは聞いていました。

今、スクールバスの導入について検討しているということですが、例えば市もかつては市のバスを使ってスクールバスを運行したという経過もありますし、民間の業者に運行を委託するというのもあるので、今の段階

でどのようなスクールバスの運行形態を考えていますか。

○（教育）主幹

現在検討しているのが、若竹町の高速道路高架下を高架の山側から渡るのが危険だということで、高架の山側にお住まいの方については、潮見台小学校に向けてスクールバスを検討しています。もう一点は、小樽築港駅の国道より海側のマンションの低学年児童の体力的な負担ということで、この2か所については、潮見台小学校の校区になりますので、潮見台小学校に向けてスクールバスを導入したいということで、現在、その運行経路や所要時間等のシミュレーションを含めて検討しているところでございます。

○林下委員

私は前から、統廃合をめぐってスクールバスを検討するときには、ぜひ小樽市全体の立場で地域の利便性なども含めて、スクールバスを単独でやると継続性に不安があるので、デマンドバスでも検討すべきだという話を何回もしてきたのですが、その点についての検討はなされているのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

今、御質問のありましたデマンドバスとか、コミュニティバスについてですが、まず市内のバス路線については、地域別に個別の課題はあるかもしれませんが、市全体としては公共交通について現在大きな問題があるとは認識していないというような状況でございます。

このようなこともありまして、コミュニティバスとかデマンドバスの購入というのを今すぐ検討しなければならないかという、そういうわけではないという認識をしていますが、今回のスクールバスの運行につきましては、まだ詳細が決まっていませんけれども、スクールバスとコミュニティバスでは目的や性格が違うということもございまして、スクールバスをコミュニティバスに活用していくという考え方は今のところ持っておりません。

○林下委員

もちろんスクールバスとデマンドバスの性格が違うというのは十分理解しているのですが、ただ、例えばスクールバスの継続性を考えたときに、年によっては生徒が極端に少なくなったり、あるいは多くなったりという、いろいろなことも考えられるので、ぜひそういう立場で検討してもらいたいというのが私の主張です。

道内他都市の例ですけれども、ニセコ町や北広島市などが最近の新聞に載ってまして、表現はいろいろありますけれども、道内でも20市町村でデマンドバスとか乗り合いタクシーみたいな形での運行がもう既に始まっているといいます。少なくとも、今、検討されている市町村が10市ぐらいあり、今いろいろな検討を進めているという状況であります。そういうことを考えますと、高齢化や少子化の対策からいっても、スクールバスだけではなく、小樽市としては重要な施策になるのではないかと思うのですが、その点の判断といいますか、検討する余地がないのか、まずお伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室山本主幹

検討していかなければならないかということですが、確かに今、人口減少や少子高齢化が進んでいるので、今後、そういう状態で当然交通機関の空白地帯などができた場合については、検討していかなければならないというように考えてございます。

○林下委員

前にも話していますが、例えば今、済生会小樽病院が築港地区に移ることで、あの辺の住民の皆さんからは、病院がなくなることが非常に不安だという話が出ています。バス路線に面している住民の人は全然心配ないのだけれども、小樽市内でもバス路線が全くない地域があるので、どうやって病院に行ったらいいのかという話がすごく話題になっておりまして、そういう面からも、これは交通の事業者が考えて対応してもらえれば一番いいのですけれども、なかなか経営状況も厳しい中で新規路線に乗り入れるほどの力もないということで、そういう立場で言えば、やはり行政の後押しなり、あるいはいろいろな知恵を出してやっていくときだと思っております、もちろ

ん理事者の皆さんはそういう情報もつかんでいると思いますけれども、そういう点についてはどうでしょうか。

○総務部長

若竹小学校の閉校とは切り離して答弁をさせていただきますけれども、この問題については、過去にも私と林下委員との間で何回かやりとりをさせていただきましたが、今、バス路線については、大きな問題は生じていないということで認識しているという答弁をさせていただきました。人口の問題ではありませんけれども、今、13万人を切ったということもあり、人口減少というのは間違いなく進んでいく中で、必ず市内のどこかに交通の空白地帯というのはできてくると思うのです。バス事業者は一定程度の公益事業を担っていますけれども、あくまでも民間企業ですから、どこまで路線を持ちこたえていくかということは、将来このような問題が出てきたときに、市に対して協力を求められるケースが必ずあると思うのです。ですから、検討しないということではなくて、私どもは、日ごろからデマンドバスやコミュニティバスを道内の各自治体でやっているということは調べておりますけれども、この件につきましては問題として認識をした上で、将来の課題として解決させていただきたいというふうに考えております。

○林下委員

◎北海道薬科大学の移転の影響について

次に、北海道薬科大学の移転ということで、非常に心配されておりますけれども、この移転の計画が明らかになって、今後どのような影響があると考えているのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室上石主幹

今、生徒が約1,300人いまして、そのうちの3割近くが大学の周辺に住んでいるという話を聞いておりますので、まずアパート経営の関係、また、周辺の消費部分、住んでいる学生はもちろん通学している学生も、例えば駅周辺やコンビニやスーパー等も含めて買物をしていると想定されますので、そういった部分に影響があると思っております。

○林下委員

あくまでも私が非公式に仕入れた情報ではありますが、桂岡と札幌間の路線バスが廃止になるのではないかという話があります。これは大学の移転と連動した動きなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

今、お話のありました札幌・桂岡線の廃止という話ですけれども、この路線につきましては、現在、中央バスが運行している路線でございます。この路線につきましては、札幌駅前と桂岡会館下と薬大前を結ぶ路線ということで、桂岡・札幌駅前につきましてはJRバスと路線がダブっているというふうに中央バスからは聞いております。こちらの路線がダブっているということもありまして、中央バスの話では、現在は路線として1日3往復だけ走っているのですが、その中で1便当たりの利用者というのが、平日では桂岡会館下あるいは薬大前の停留所の利用者というのは、1便当たり平日で2.7人、土日で大体3.1人と非常に少ない状況であると聞いております。実際に便数も少なくなって、さらに利用者も少ないという状況があるものですから、赤字路線になってしまっているということがありまして、バス事業者の採算上の問題ということでの廃止の考えと伺っております、今回の薬科大の移転とは関係ないものと聞いているところでございます。

○林下委員

大変詳しい御説明をしていただきましたけれども、廃止という具体的な計画について理事者が知り得ている情報はあるのですか。

○（生活環境）生活安全課長

私どもが中央バスから伺っております話としましては、先ほど申し上げましたとおり、現在は1日3往復の路線になっておりますが、これにつきましては、来年3月31日をもって路線の廃止を現在は考えているというふうに伺っ

ているところでございます。

○林下委員

今のお話を聞く限りでは非常にタイミングが悪い話で、地元の皆さんも相当にショックが大きいのだらうと思うのですが、3月31日限りで廃止ということになりますと、非常に切迫した話ですから、地元の皆さんの御了解をいただけるのなら話は別ですけれども、小樽市として事業者に対しての存続とか、あるいは何か働きかけを考えているのですか。

○（生活環境）生活安全課長

現段階で私どもが中央バスから聞いております話では、7月1日に地元住民を対象としまして、札幌・桂岡線の廃止についての説明会を開催する予定だということです。私どもとしましては、中央バスが地元説明会を開催するということで、そちらで地元からどういう意見が出るのかという確認をさせていただきまして、さらに路線の廃止に関しましては、バス事業者が後志総合振興局の中にある後志地域交通協議会に事前に廃止の届出書を提出するのですが、それにつきまして地元の自治体がどういう考えを持っているかを回答するという場面もあります。先ほど申し上げました地元の説明会、あるいは冒頭で答弁いたしました現在の中央バスの運行状況あるいは採算の問題というもの等も勘案して、私どもとして今後どういう形で対応するのがいいのかという検討をしていきたいというふうに考えております。

○林下委員

ぜひ、市民への影響ということも踏まえながら、いろいろな対応を考えていただきたいと思います。

◎空き家の利活用について

次に、空き家対策ということで、先ほど来議論もありますけれども、私は人口減少の対策として、空き家の利活用ということをやっと訴えてきました。例えば、空き家といってもまだまだ優良物件があるという話も一方では聞き及んでおりますので、必ずしも廃屋ばかりではなくて、利活用できる物件もあるのではないかと思います。また、今まで小樽市は、住む人がいなくなり空き家になったので市に寄附したいという申出があっても、一切受け取ることはしてこなかったという経過があるようですが、それについては今もそういう状態なのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

一切受け取らないということではなく、まず契約管財課では寄附の意向を受けまして、その空き家に対して市として使用目的があるかどうかを全庁的に問い合わせます。使用したいというところがあれば寄附を受ける形になるのですが、現実問題、今までそういう話で受けたケースはないということで、一応の流れとしましては寄附の意向を受けて、全庁的に使用目的があるかの状況を聞いてから、寄附を受ける受けないの判断をしております。

○林下委員

先般ほかの市の例をいろいろと調べたのですが、例えば空き家になっていて、寄附をしたいという申出があると、その空き家を撤去して駐車場や公園をつくるということで、道路の拡張や堆肥場をつくるというケースもあり、いろいろな活用策を考えた上での空き家対策としては、なかなか先進的な取組だと私は思いました。そういう意味で言えば小樽市は、山坂が多くて住宅地がずっと山の上まで張りついているというほかの都市にない特徴があって、その分景観もいいし、災害が少ないというのがほかの都市よりも非常に恵まれていると思います。そういうメリットを活用するという立場で、例えば今までは冬になると通行も不便で、なかなか使い道がなくて、どんどん住宅地から人が離れていくケースがあったと思うのですが、部分的にでもそういうような活用ができれば少しは変わってくると思うのですが、そういう活用策というのは考えられないのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、林下委員からお話のありました活用の例は、本会議で松田議員からも事例が出されたこともございまして、例えば長崎市の場合ですが、適正に管理されていない老朽危険家屋のうち、市に寄附がなされたもの、こういった

ものを除却して跡地を活用する事例かというふうに認識しております。この中の答弁でも申し上げたのですが、現在、庁内会議を持ってございまして、第一義的には危険な空き家をどうするかという検討を進めている中でございますので、今後、検討を進めていく中で、例えば跡地の有効利用ですとか、そういうことも研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○林下委員

私もなかなか難しい課題だとは思っています。ただ、やはり利活用という視点で考えれば、今、廃屋になって放置されたままの状態ではいろいろな危険があり、地域からも何とかしてくれという声が出てきて、市として条例をつくって対応しなければならぬと。その場面で土地は提供してもらえますということであれば、市として利活用をするという方法もあると思うので、ぜひそういうことを検討していただきたいということで、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室長

今、答弁させていただいたように、空き家については、庁内に連絡会議をつくって検討しておりますので、その中で、今、委員の御指摘にあるような有効活用についても、他都市の事例などを研究しながら、少し研究していきたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽の質疑に移します。

○安齋委員

◎新病院建設にかかわる要望書の市長の受止めについて

まず、先ほど濱本委員からもお話がありましたが、今朝、各関係団体から並木局長あてに新市立病院の建設にかかわる要望書が出てまいりましたので、まずこの受止めについて市長から一言いただきたいと思います。

○市長

中途半端な発言はしないほうがよろしいかと思いますが、安齋委員からの御質問でございますので答弁いたしますけれども、これは第 2 回定例会の提案説明の前に、2 回にわたる今回の入札中止、それから業者からの辞退ということについては、本当に私としても大変遺憾に思っているということで話をさせていただきました。

今朝、七つの組織からいろいろとお話がありました。これは、私も以前から申しておりますように、市内の業者ができるものについては、できるだけ市内の業者の皆さんに仕事をしていただきたいという強い思いでずっと来ておまして、今回の要望はそれに沿ったものでございますので、私としてもそれに近い形でこれから進めていきたいというふうに思っています。やはり 3 度目はあってははいけないと思っておりますので、何とかこの 3 回目にはきちんとした形で入札をしていただきたいというふうに思っておりますので、今、病院局と市長部局とでやっております検討委員会がありますけれども、そのほかに市長部局としては二つの部会を立ち上げておりますので、そういった中で 3 回目についてはきちんとした形で手続ができ、そして、やはりできるだけ早い、一日も早い新市立病院の開業、開院に向けて努力していきたいというふうに思っているところです。

○安齋委員

御丁寧ありがとうございます。これまでも議会では議員の意見を聞き、そしてまた、こういった要望とかも聞きながら、決意を固めてやっていくということでしょうけれども、我々の主張は本会議で述べましたので、そのことも少し御検討していただきながら、一日も早く安価に建設していただければと思っています。もし 3 度も失敗した場合は、病院建設自体がなかなか難しい状態になるのではないかと私は危惧しているところですので、より慎重に判断してもらいたいと思っております。これについては私の主張を述べさせていただき、終わらせてもらいます。

◎公的病院に対する交付税措置について

次に、交付税にかかわって病院局に質問させていただきますが、以前、市立病院に産科、小児科があったころの病床数が、まだ経過措置としてあるということで、いろいろとお聞かせいただいておりますが、この詳細について少し伺いたいと思います。

○（経営管理）金子副参事

まず、市立小樽病院の許可病床数ですけれども、平成18年6月に540床から518床に22床削減していきまして、21年7月に518床から223床に295床削減しております。ただ、普通交付税の算定につきましては、その当該年度2年前の許可病床数で算定することになっておりますけれども、その際に5年間は削減病床数を加えてもいいという特例措置でありますことから、実質7年前の許可病床数であります540床で算定されることになってございます。

○安齋委員

平成20年度の前職のころに取材させていただきまして、そのころは1床当たりの交付金が48万2,000円というふう聞いておりますが、この数字で間違いはないのか、それとも少し増額になっているのか、お示しいただけますか。

○（経営管理）金子副参事

平成20年度の交付税の単価は、今、委員からお話ありました48万2,000円です。それで22年度の単価は、70万1,000円となっております。

○安齋委員

確認しますけれども、平成21年7月に病床数を削減して、その2年前からの分で経過措置があるということですが、今、経過措置されているのが22年度の70万円に当たらないところですが、今、交付税措置されている部分が70万1,000円になるのか、それとも削減前の20年度の48万2,000円になっているのかをお聞かせいただけますか。

○（経営管理）金子副参事

今年度は540床で70万1,000円と算定されています。平成22年度の単価ですけれども、22年度は70万1,000円で算定されております。

○安齋委員

当時、交付金が削減されると年間2億円程度のマイナスになるという御説明をいただいていたのですが、それについての御見解をお聞かせください。

○（経営管理）金子副参事

当時の2億円というのは、小樽病院と医療センターの合計で病床数が減った場合に2億円ほどマイナスというか、そういう影響があるということで、単純に平成22年度の交付税単価が70万1,000円に増額になっていきますので、削減病床数が小樽病院で317床、医療センターで130床の計447床ありますので、それに掛けますと約3億1,000万円の交付税がマイナスになるということになるのですけれども、先ほど申しましたように、特例措置がありますので、平成27年度までは影響は出ないというふうに考えております。

○安齋委員

そうすると平成28年度から削減分が反映されていくのでしょうか、これから新市立病院を建設していく上で、資金収支計画が出ていますけれども、この中で28年度からこの削減分を適用しているのかどうか、御説明いただけますか。

○（経営管理）金子副参事

新市立病院の資金収支計画の算定に当たりましては、平成28年度ですから、既に現在の両病院の病床数を足して特例措置を考慮しても445床ですけれども、二つの病院が一つになるときの病床数の考え方につきまして、道に交付税の病床数を445床で計算していいのかどうかを確認していきまして、まだその回答をいただいておりますので、資金収支計画上は新市立病院の病床数388床を基に算定をしている状況でございます。

○安齋委員

この質問をするに当たっていろいろと数字をお聞かせいただいたのですが、今までは多めに計算しているような感じだったので、両病院を足してなのか、それとも片方なのかによって交付税が減額されるという影響を考えていたのですけれども、新市立病院の388床で計算しているのです、どちらにしても交付税に関しては特に影響がないということによろしいですね。

○（経営管理）金子副参事

そのとおりでございます。

○安齋委員

これについては私もまだまだ勉強不足であったので、これからいろいろと勉強していきたいと思いますが、たぶん交付税がいろいろと変わるということで、当初示された収支計画なども今後は変更していかなくてはいけないと思うのです。この改定の時期がいつになるのか、新市立病院開院してからなのか、それとも開院後、交付税が両方になるのか片方になるのかわかった時点で改定するのか、その時期をお聞かせいただけますか。

○（経営管理）金子副参事

今の収支計画の見直しにつきましては、交付税の要素もありますけれども、ほかにもまだ新市立病院でのこれからの運営方法や医療機器の関係など、医療コンサルタント入れて整理していきますので、ある程度、新市立病院の運営が固まった時点で見直していきたいと考えております。

○安齋委員

ありがとうございます。これについては今後、私もいろいろと勉強して議論していきたいと思っています。

◎稼ぐ自治体への取組について

次に、稼ぐ自治体への取組について伺います。

本会議で市長の答弁もありましたが、自主財源が乏しく厳しい財政状況だという答弁を繰り返していました。私もそのことを認識しておりますし、財政力が相当低いこともわかっています。全国各地の状況を見てみると、大都市が多いのですが、自治体みずから積極的に稼ぐことを活発に行っているところが最近では多くなってきていて、自治体が稼ぐという発想をすることで職員の意識を呼び起こすことに大きなメリットを見いだせるという意見もあります。先ほど、他党派の委員から、花穂駐車場についての質問があったので1点お聞かせいただきたいのですが、1か月に1万円の料金を取って31万円で管理をするという話がありましたが、そもそも小樽市が市営駐車場を持つ意味があるのかどうか、それで収益が上がっているのかどうかについて、稼ぐ自治体という観点から伺いたいと思います。

○副市長

そもそも小樽市が駐車場を持たなければならないのか、これは小樽市の全体の交通量にもかかっていると思うのですが、持つか持たないかというのは市の判断でできると思うのですが、使用料を取った分で回収できるかできないかはその後の話だと思っております。

ただ、先ほど秋元委員が言われた道のフルコスト計算は、建てたお金から国庫補助金、交付税を引きまして、それに残存年数を掛けてどのぐらいで回収できるかということで計算する方式でして、それを周りのものと比較しながら決めていくのがベストなやり方ではないのかと私は思っておりますが、小樽市の場合、たぶん残存年数をもう過ぎてしまっただけで価格ゼロだと思うのです。ということは、裏を返すと、今計算をしたならば、あまり大きいお金は取れないということになると思います。ただ、取り方によってはもっと長く取らなければならないものもありますので、市営の場合はかなり安く設定されますので、残存を掛けて元を取るようなお金にはなっていないと思います。

安齋委員が言われた市営駐車場がそもそも要るのか要らないのかというのは、市全体の交通量の判断で市が決めていける事案だと思っております。

○安齋委員

私の考えとしては、市が持っている、それで収益を上げて財源があるということであればいいと思うのですが、もし管理費などで結構大変だということであれば、逆に民間に貸して、民間で管理してもらったほうがサービスがいいし、そもそも1万円というのは民間と同じ金額なので、市営で安く貸すという概念がもうあまりないのかと思っていて、それでちょっと提案をさせていただきました。これについて今後いろいろと検討していただければと思います。

次に、ネーミングライツというか、稼ぐ自治体ということで各大規模な都市に関してはいろいろな公共施設に広告をもらって財源を確保しているという例がありまして、大規模な都市では、大口のスポンサーを見つけることも結構容易にできるのですが、小樽市のような小さい自治体ではなかなか難しいと。ただ、その中でも規模に合った取組がいろいろとあるように聞いていますので、これについてまず財政課で参考になるような事例、まねしてみたい、取り入れてみたい事例がありましたらお聞かせください。

○（財政）財政課長

大規模公共施設以外のネーミングライツについての御質問だと思うのですが、参考になるかどうかというよりは、こういう取組の例として挙げさせていただきますと、例えば静岡県磐田市では、土地区画整理事業に合わせて新設する道路のネーミングライツ、道路の命名権をスポンサーを求めてつけたという例もございます。あと直近では、大阪市で本年3月から4月にかけて、歩道橋に対するネーミングライツということで、市内に50ほど歩道橋があるそうですが、その名前前のスポンサーを募集したという事例があります。ただ、大阪市においても、この50の歩道橋については応募がなくて、今のところ6月から企業の関心とかニーズを改めて調査しているという状況にありまして、このネーミングライツというものの全体が、大都市においても広告料としての価値やどれだけのメリットがあるのかという部分で、なかなか難しくなっている状況だというのは認識しております。

○安齋委員

私も最初は、ネーミングライツがいいと思っていろいろと調べましたら、そういうデメリットがだんだん出てきたり、こういった経済状況なのでなかなか見つけられないということがわかってまいりましたが、その上で少し質問させていただきたいと思います。厳しい財政ではありますが、今回、戸籍住民課と国保年金課の待合ロビーにモニターを置いて、広告料として月額30万円ですけれども、そういった小さい金額でも入ってくると。市でも何かやって少しずつ市の財源を確保していければ少しでも前向きなニュースというか、市民の皆様には職員がこうやって意識を変えて仕事をしているというふうに見せられると思っています。

大阪市の事例もいろいろとあるでしょうけれども、今回の30万円が少ないか多いかというのはまた別にして、そういった意味で自主財源を確保するためにもいろいろと検討してほしいのですが、いかがでしょうか。

○（財政）財政課長

ネーミングライツで言いますと、財源の確保という観点からだけではなくて、スポンサーとなる企業が小樽市の施設が広告媒体としてふさわしいかどうか、あとは市の施設に企業名をつける形になりますので、それについて市民の理解が得られるか、市とスポンサー企業、市民の三者にとって、それぞれのメリットになるような形が必要だというふうにも考えておりますし、あと、それに基づいて地域の活性化につながるような取組というのがネーミングライツについては必要だというふうにも認識しております。

ネーミングライツに限らずそのほかの取組につきましては、いずれにいたしましても厳しい財政状況でございますので、また新しい財源の確保というのが必要になってきますので、それにつきましては引き続き研究してまいりたいと考えております。

○安齋委員

私もいろいろと視察に行って、いろいろな提案ができればと思っていますので、研究のほどよろしく願いいた

します。

◎運河周辺の回遊性について

次に、運河周辺の回遊性についてですけれども、先日からようやく小樽運河クルーズが第三セクターで始まりまして、小樽運河を回りながら歴史などを勉強するいい取組だと思っています。今までは運河に来て写真を撮って堺町に行くという二、三時間の観光でしたが、今回の運河クルーズによって小樽の歴史を運河から学んで、そして北運河やいろいろなところへの回遊性を高めていけるいい起爆剤になると思っています。

それで、滞在時間が長い修学旅行といったところで運河クルーズを使ってみてはどうかということで、誘致に力を入れてみてはどうかと思っているのですが、これについて御意見なりをいただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

本年 5 月から運行を開始している運河クルーズに関してですけれども、運営会社に問い合わせたところ、既に修学旅行生の乗船はかなりあると聞いております。そして、この運営会社の年間の事業計画でも、運営会社みずから修学旅行生の誘致宣伝活動ということを中心項目としてうたっております。

また、修学旅行、教育旅行の誘致実行委員会の事務局が観光協会にあるのですが、その中に市も参画しておりますし、今後この実行委員会で道内外に修学旅行誘致ということでキャンペーン等を予定しておりますので、その中で委員も言われましたような小樽の新しい魅力といますか、見せ方、切り口の一つでありますので、宣伝、PR は市も一緒にやっていきたいというふうに考えております。

○安斎委員

ぜひよろしく願います。

私も小学校、中学校と小樽で学んだのですけれども、恥ずかしながら石づくり倉庫とか運河の認識があまりなく、前職のころによく何かわかってきたように思います。ただ、石づくり倉庫を見ても、ああ石づくり倉庫だと思ってしまうところを、運河クルーズによって、北海道の小樽が日本の景気を支えたころもあったのだという歴史的背景を学んだ上で石づくり倉庫などを見ると、また違った見方ができると思いますので、ぜひ力を入れて誘致してほしいと思います。

これに関連して、今、運河の散策路を整備されていますが、浅草橋から中央橋の間に倉庫群が並んでいまして、その倉庫側の遊歩道というか、間にある護岸の整備について少し提案をさせていただきたいと思います。散策路があるので、写真を撮って堺町に行くような流れになっているのですけれども、せっかくなら倉庫群も歩いてもらいたいと思うのですが、現在は、海側の建物にはなかなか回遊していかない状況です。おれの小樽というすし屋も 1 回だめになって、またどこか新しいところでやったのですけれども、それもまただめだったという話を聞きましたので、市としてもそういった回遊性を高めるような施策にぜひ取り組んでもらいたいと思うのです。可能かどうかはわからないのですけれども、その護岸の部分を少し歩いて、そこからそのまま倉庫の中のお店に入っていけるような仕組みはできないのかと思っているのですが、それについていかがでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

小樽運河の海側倉庫群の前に遊歩道を整備してはとのお尋ねだと思いますけれども、まず施設上の基本的な課題になりますが、この倉庫群の前の護岸までの敷地は、狭いところでは 2 メートルぐらいという現状でございます。そして、当然遊歩道として整備する場合には、転落防止さくなどをつくらなければならないのですが、護岸敷や転落防止さくの敷地等を引きますと、実質的な幅員は 1.5 メートルを切ってくるのではないかといた状況です。一般的に歩行者通路としての機能を発揮させるための幅員というのは、最低で 2 メートルと言われていまして、これは道路構造令にも書いてありますので、こういったことから、特に今お尋ねの回遊性を高めるという目的を考えた場合には、現状の幅員ではこういった目的の遊歩道を整備するということは難しいというふうに考えてございます。

○安齋委員

これについては、またいろいろと地域の方々の御意見などを聞いて提案させていただきたいと思います。

◎学校図書購入費について

次に、学校図書購入費についてですが、先日、色内小学校の図書室に行ったので本棚を見てみると、色あせて何の本かわからないようなものがたくさん並んでいました。教育長は、音読に力を入れているところですが、ぜいたくな話ではあるのですが、読めと言っても読めるような本がない現状ではなかなか子供たちの手には届かないと思っていますので、まず、現状における小樽市内の小学校、中学校の図書の充足率を伺いたいと思います。

○（教育）総務管理課長

学校図書館の整備に関する基準といたしましては、「学校図書館図書標準」というものがございまして。これは学校図書館に整備すべき蔵書の基準として文部科学省が定めているものです。学級数によって定められておりますので、これを基に蔵書数の達成度ということで見てまいりますと、平成23年3月31日現在、必要とされる蔵書数に対しまして、小学校では、その基準を満たしているものが3校で11.1パーセント、75パーセント以上100パーセント未達の学校が13校で48.1パーセント、50パーセント以上75パーセント未達の学校が9校で33.3パーセント、25パーセント以上50パーセント未達の学校が2校で7.4パーセントになっております。また、中学校につきましては、100パーセントが7校で50パーセント、75パーセント以上100パーセント未達の学校が4校、28.6パーセント、50パーセント以上75パーセント未達の学校が3校、21.4パーセント、それ以下の学校はないという状況になっております。

○安齋委員

私は、この文部科学省の基準について、本があればいいというものではないと思っています。それで、充足率についても少ないところが多いのですが、少ない中でも子供たちが手にとって読みたいと思えるような本であるという質のほうの方が重要だと思っていますので、今後、図書館のリサイクル支援でしたか、そういった事業もありますし、音読もありますから、少ない予算ではありますけれども、少しずつでも質を上げていくような取組をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）総務管理課長

現在、まだ図書数が足りない学校がありますので、まずは量の拡大ということになると思いますけれども、委員のおっしゃるとおり質も大変大切になっております。読書週間の定着を図るには、やはり学校図書の充実が必要でございまして、これまで同様、学校図書費の要求を進めてまいるとともに、ほかに利用できる交付金などといった制度がないかどうか、それはまた情報収集してまいりたいと考えております。

また、今年度から図書館では、「スクールライブラリー便」といまして、図書館の蔵書を学校に届け、2か月の貸出しをする事業も始めます。そういったものの提携ですとか、市民の皆さんから、先ほど委員はリサイクル事業とおっしゃいましたけれども、それ以外にも寄附といったものを募りながら学校図書の充実に努めてまいりたいと考えております。

○安齋委員

私もいろいろと学校支援ボランティアに協力して、学校の状況を見ていますので、またいろいろと提案がありましたらよろしくをお願いします。

◎職員団体への事務室の提供と政治活動について

最後に、労働組合の事務所について伺います。

まず、大阪市長の発言から波紋が広がり、無償提供から何分の1か事務所費をもらうようになるというように、いろいろな動きがあるようですが、まずは、小樽市の労働組合の事務所が、現在、無償提供なのか有料なのかをお聞かせください。

○（総務）総務課長

労働組合ということですが、地方公務員法上の職員団体というのが正式な名称になると思うのですが、徴収料という御質問でしたが、行政財産の目的外使用許可の使用料につきましては、減免ということで結果としては無料で使用しているということになります。

○安齋委員

無料の理由ですけれども、自治体では福利厚生役割を担っているからとか、慣例的に無償だというような理由が述べられていますけれども、小樽市としてはどういった理由で無償にしているのでしょうか。

○（総務）総務課長

当初の経過というのは存じ上げませんが、国でも職員団体の事務所については無償だということで、それについては平成22年3月17日の参議院予算委員会で当時の菅財務大臣が答弁しているものがございまして、「職員団体は民間の労働組合と同等の位置づけにあり、民間においては企業がその施設の一部を労働組合に利用させている例が多いこと、労働組合への最小限の広さの事務室提供については不当労働行為から除かれていることを勘案して、庁舎の一部を無償で使用されているものと考えられます」ということで答弁されておりますけれども、小樽市におきましても、大体同様の理由で減免という形をとっているのではないかというふうに思っております。

○安齋委員

では、いつから市役所本館の3階に労働組合の事務所があるのかをお聞かせください。

○（総務）総務課長

市役所本館の3階ということですが、私が市役所に入ったときには既にありましたので、つてを頼りましてOBにも聞いたのですけれども、昭和38年当時、既にあの場所にあったということで既に50年以上になりますので、当時の事情を知る職員もおりませんし、また仮に文書があったとしても、廃棄年限を過ぎておりますので、申しわけありませんが、いつからということは不明でございます。

○安齋委員

たぶん、なかなか難しいところだと思いました。

では、広さはどれぐらいで、小樽市の基準によれば1平方メートル当たり幾らぐらいになるのかをお聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

行政財産の目的外使用許可をしているのは、事務室の広さで75平方メートルと物品庫ということで7平方メートル、合わせて82平方メートルになります。年間の使用料ということですが、小樽市公有財産規則の規定に基づいて試算しますと、年額で44万円ぐらいになるというふうに試算しているところです。

○安齋委員

次に、光熱水費については、どういう扱いになっているのでしょうか。

○（総務）総務課長

光熱水費ということで、電気料については推計ということで実費負担分をいただいております。あと、光熱水費には入らないかもしれませんが、電話料も実費負担分になっております。水道料につきましては、個別の水道施設が組合の事務室内にございませんので、これについては特段徴収をしておりません。

○安齋委員

労働組合法とかもいろいろありまして認められているし、各自治体でいろいろと違うとは思いますが、市内の他都市の状況など、わかる範囲でお聞かせいただければと思います。

○（総務）総務課長

他都市の状況ということで調査したものはございますが、市役所同士の信頼関係といいますか、そういう内容で

調べたものもございますので、どこがということは申し上げにくいのですが、使用料に限って申し上げますと、人口10万人以上の市で使用料を徴収しているのは3市になっております。

○安齋委員

橋下大阪市長の発言以降、いろいろな動きがあるようですし、道内の人口10万人以上の都市で使用料を徴収しているのは3都市あるということですが、全国的なニュースになっているのを見て、小樽市として今後どのような対応をしていくのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

○(総務)総務課長

確かに、道内他都市の状況を見ていくのも必要だというふうには思いますけれども、もともと使用料を取っていないということは、基本的に労働組合法上の不当労働行為に該当しないということがあるのだと思います。労働法の目的としては、労働者を守るという観点がございまして、そういう意味からしますと、労働組合から不当労働行為が除かれている事務室の使用料を取らないということは、労働法の規定にむしろ沿った考え方というふうにもできますので、そういう点では、その辺も加味しまして今後の状況の推移を見ながら考えていく必要はあるというふうには思っております。

○安齋委員

今回、なぜこのような質問をしたのかということ、大阪市長の発言もあるのですが、市民の方から、歴史的建造物の3階で本会議場の入り口のすぐ横でもある場所に、何で労働組合の事務所があるのかという御意見をいただきましたので、では根本的にどういう状況なのかを知らなければいけないし、労働組合の事務所がどこにあるかというのは市民にも影響があるでしょうけれども、働く皆さんにとっても都合のいい場所がいいのだと思っています。それで、50年間以上ずっとそういった状態だということですが、そういった問題が出ている以上は、1度精査する必要があるのかと思います。労働組合が悪いとか、いいとかというわけではなくて、50年以上もずっとそのままという慣例ではなく、違う視点で労働組合の場所として本当はどこが適切なのか、徴収料を取ったほうがいいのかなど、いろいろなことを含めて検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総務)総務課長

職員団体の事務室の場所につきましては、長年あの場所にあるということもあるのですが、仮に場所を動かすとしても、今は庁舎内でのあきがないという状況もございまして、その辺も含めて考えなければならないのだと思います。逆に、現在の場所からどうしても動かさなければならない理由というのも特段ないのかというふうには思っております。

○安齋委員

それと、橋下大阪市長の発言では、政治活動をしていたということがあり、それを含めていろいろと議論をしていきたいと思うのですが、小樽市役所の庁舎の中ではそういった政治活動はなかったのだと思いますが、政治活動自体はなかったという認識でよろしいでしょうか。

○(総務)総務課長

政治活動というのはどのようなことをおっしゃっているのかというはありますけれども、具体的には庁舎管理規則等もございまして、地方公務員法上の縛りもございまして、それに反するものがあるのであれば、当然、庁舎管理者の立場から、それは是正を求めていくということになると思います。

○安齋委員

これからいろいろな検討をしていくということなので、私も何か疑問に思ったことはどんどんと質問をさせていただきたいと思います。間違ったことがあれば間違ったと言っていたら結構ですし、私も間違っていると思えば、それはおかしいと言わせていただきますので、これからはどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。